

3月3日（火）

令和 8 年 3 月 3 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (34名)	
2 番	永 山 敏 郎 (県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久 (同)
5 番	山 内 いっとく (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 口 俊 樹 (同)
7 番	下 沖 篤 史 (同)
8 番	齊 藤 了 介 (同)
9 番	黒 岩 保 雄 (同)
10番	渡 辺 正 剛 (同)
11番	河 野 通 博 (同)
13番	外 山 衛 (同)
14番	脇 谷 のりこ (未来への風)
15番	松 本 哲 也 (県民連合立憲)
16番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
17番	重 松 幸次郎 (同)
18番	野 崎 幸 士 (宮崎県議会自由民主党)
19番	佐 藤 雅 洋 (同)
20番	内 田 理 佐 (同)
21番	川 添 博 (同)
22番	荒 神 稔 (同)
23番	日 高 博 之 (同)
24番	福 田 新 一 (同)
25番	本 田 利 弘 (同)
27番	凶 師 博 規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄 (自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉 (県民連合立憲)
31番	中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
33番	安 田 厚 生 (同)
34番	坂 口 博 美 (同)
35番	山 下 寿 (同)
36番	山 下 博 三 (同)
37番	二 見 康 之 (同)
39番	日 高 陽 一 (同)
欠 席 議 員 (1名)	
32番	濱 砂 守 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 スポ・障 スポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
警 察 本 部 長	高 井 良 浩
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 正 勝

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 課 議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会、自由民主党の野崎幸士です。2月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

先日の坂口議員の代表質問において、河野知事は、次期知事選挙へ出馬する意向を正式に表明されました。

河野知事がこれまで4期にわたって本県のかじ取り役として行ってきた様々な取組、口蹄疫や新燃岳の噴火、新型コロナ等の難局も乗り越え、河野知事が描いてきた様々な宮崎像、スポーツランドみやざき等も形として感じられるようになったと思っています。県民も同じく、そう思っているのではないのでしょうか。

引き続き、本県のかじ取り役として、今までの総仕上げと、そして未来への持続的な発展のために汗をかいていただきたいとエールを送ります。

さて、「みやざきの未来創造予算案」と名づけられ提案されました新年度一般会計当初予算案は、総額約6,900億円で、特殊要因のあった平成27年度を除き、過去最大となっています。

予算案のポイントは、「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」に44事業、約15億4,000万

円、「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」に72事業、約20億2,000万円、それに、国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興など、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」に18事業、約50億1,000万円となっています。

また、今年度の補正予算案に、国の経済対策を活用した物価高対策など約272億円が計上され、新年度当初予算と一体的に執行されます。

財政状況を見ますと、財政関係2基金の残高は減っているものの、災害等の有事に際しては十分対応できる一定の水準は維持している状況です。

一方、少し気になるのは、臨時財政対策債を除く県債残高が、令和7年度末と比べ約175億円増加する見込みであるという点です。

そこで、実質的な県債残高が増加傾向にある中、財政の健全性をどのように維持していくのか、知事のお考えをお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は、激甚化・頻発化する災害から県民を守る国土強靱化対策の推進や国スポ関連施設の整備など、本県の成長に向けた積極的な投資により、近年、徐々に増加しております。

これに伴い、将来負担比率も若干上昇してきてはおりますが、財政運営上注意を払うべき早期の財政健全化が必要な水準を大きく下回っており、財政力の近い他県と比較しても非常に低い数値を保つことができております。

これは、必要な施策をしっかりと推し進めながらも堅実に蓄え、そして、防災・減災や公共施設の長寿命化・適正化のための地方債など、

本県の課題に沿った交付税措置の高い地方債制度の創設や拡充、延長を、あらゆる立場を生かして国へ求め、実現し、それらを十分に活用することで償還財源を確保してきた結果と考えております。

今後、施設の老朽化対策や置県150年に向けた取組など、一定の投資が続くとともに、金利も上昇してきておりますことから、引き続き、これらの取組を継続しながら、施策と財源の選択と集中を推進し、長期的な見通しを持って健全な財政運営に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 河野県政になって4期15年が過ぎましたが、これまで、県民の生命と財産、生活を守る政策や、本県が成長するための政策等、本当に多くの財源が必要だった中、財政の健全性を保たれてきたことは大きな評価に値すると思いますし、令和2年11月に全国知事会地方税財政常任委員長に就任されて以来、物価高対策、地方創生、国土強靱化といった総合経済対策や、地方の一般財源の確保・充実など、地方の税財源に関する提言や要望を国へ伝える役割を担ってきたことが国との大きなパイプとなり、本県の健全な財政運営にもつながっていると思います。

これからも健全な財政運営を維持していくために、選択と集中を推進し、不断の取組を進めていただくよう要望いたします。

次に、当初予算案で新たに設けられた未来みやざき成長基金について質問します。

当基金は、当初予算では、一般財源やふるさと納税から40億円を積み立て、さらに令和9年度以降、個人版ふるさと納税を活用して積み増すということですが、本県の個人版ふるさと納税における今年度を含む過去3年間の寄附額の

推移を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の個人版ふるさと納税の寄附状況については、令和5年度は、寄附額約1億1,400万円、寄附件数4,441件、令和6年度は、寄附額約1億7,600万円、寄附件数6,275件となっております。

今年度は、2月末の速報値で寄附額は約2億5,400万円、寄附件数7,274件であり、3月末の寄附額は約2億7,000万円、寄附件数約7,700件を見込んでおり、年々拡大しております。

○野崎幸士議員 この基金は、令和15年度までに120億円程度まで積み増すことになっていきます。直近の推移では、寄附件数、寄附額ともに増加傾向にあるにしても、大変厳しい数字だと思いますが、基金の財源の一部となる個人版ふるさと納税の寄附をどのように拡大していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 個人版ふるさと納税につきましては、これまで、寄附を受け付けるポータルサイトや返礼品数の増加による寄附機会の拡大を通じて、寄附の増加を図ってまいりました。

今後は、これらの取組に加え、外部専門家を招聘し、寄附拡大に向けた体制強化を図るとともに、戦略的なマーケティングに基づく返礼品の掘り起こしやブラッシュアップを行うことで、寄附者のニーズに合った魅力的な返礼品を創出してまいります。

このふるさと納税制度を通じ、本県の魅力を発信することにより、本県を応援してくださる方々を増やし、地域の活性化を図ってまいります。

○野崎幸士議員 ふるさと納税は、地方で生まれ育ち、都会に出てきた方が、税制を通じてふ

るさとへ、またお世話になった地域に、これから応援したい地域に、恩返ししたい、貢献したい、力になりたいという思いが導入された仕組みです。まずは改めて、全国の県人会をはじめ、本県と関係の深い全国の企業・団体等の掘り起こしと、さらなるアピールが重要だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

一方で、これから県への寄附を増加させることは、県内市町村の寄附収入に影響が出るのではないかと懸念しますが、商工観光労働部長の所見をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 今後につきましては、これまでと同様、市町村が提供する返礼品とのバランスに配慮しながら、市町村単独では対応できない市町村の枠を超えたセット品や宿泊・旅行に利用できるクーポンなど、県全体の経済活性化につながるような返礼品の創出に注力してまいります。

また、寄附の獲得が進んでいない市町村もある中で、県が主導して寄附を呼び込むことで、県全体の寄附額の底上げを図ってまいります。

○野崎幸士議員 県と市町村がウィン・ウィンの形になるよう、また、県が市町村のカバーリングをすることも大事だと思いますので、よろしくお伺いいたします。

未来みやぎき成長基金について、るる質問しましたが、未来みやぎき成長基金を設置する狙いと今後の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 未来みやぎき成長基金は、本県を応援してくださる皆さんの思いをふるさと納税という形で結集し、それを財源に置県150年を見据えた中長期の取組を展開することで、人や物、投資を呼び込み、確固たる宮崎

の未来を切り開いていきたいと、そういう私の強い思いで今回設置するものであります。

まず、国スポ・障スポに向けて整備が進む世界基準の施設を最大限活用し、国際大会や大型イベントの誘致を強化するとともに、受皿となります宿泊施設の充実も図りながら、全県下で通年のにぎわいを創出する「スポーツの成長産業化」を進め、新たな産業の柱として育ててまいります。

また、人口減少下にあっても、地域経済の持続的な成長を促すため、インバウンド誘客や県内企業の海外展開、外国人材確保につながる国際線の拡充等に取り組み、国内外の活力を積極的に取り込んでまいります。

さらに、子供・若者が集い、好奇心や探求心を持って学び楽しめる新たな「知の拠点」づくりに取り組むなど、本県の将来を担う人材の育成に力を入れてまいります。

これらを通じて、経済成長と次世代育成の基盤づくりを進め、例えば、国スポ施設等の活用による年間の経済効果を現在の2倍以上となる400億円に伸ばすなど、本県の未来に向けた次なる成長を実現してまいります。

○野崎幸士議員 この基金によって、具体的に年間の経済効果を現在の2倍以上の400億円に伸ばすと数字も明確にされていることから、知事の本気度、強い決意を確信できますので、ふるさと納税の充実と推進、積立計画の着実な推進に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、県内中小企業と各地域の商工会の振興について質問します。

国においては、昨年12月に成立した令和7年度補正予算において、重点支援地方交付金を拡充し、新たな推奨事業のメニューに「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」が盛り込

まれました。その内容は、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援や、経営指導員による伴走支援等となっています。

こうした国の対策を受け提案された、本県の令和7年度2月補正予算案に盛り込まれている新規事業「最低賃金引上げ対応緊急支援事業」ですが、これは、令和7年3月31日時点で時給1,022円以下の従業員の賃金を、最低賃金適用日、令和7年11月16日までに、令和7年最低賃金額時給1,023円以上に引き上げた企業に対し、1人当たり7万円、1事業所当たり50人分を上限として支援するものです。

そこで、この支援事業の支援金支払いまでのスキームと、企業等へ広く周知するための取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 議員から御紹介いただきました、新規事業「最低賃金引上げ対応緊急支援事業」では、大幅な最低賃金の引上げに対応した中小企業や個人事業所等へ支援金を支給し、県内企業等における経営の安定と雇用維持を図ることとしております。

この支援金については、特設ホームページからのオンライン申請を基本とし、問合せ対応や申請の受付、内容審査及び支払いなどを民間企業等へ委託して実施する予定であり、委託先と密に連携を図り、支援金が申請企業等のもとに円滑に届くよう努めてまいります。

また、テレビや新聞、SNSなどを活用した広報のほか、商工会など関係機関等と連携したきめ細かな周知を行うことで、本事業の活用を促し、県内企業等における持続的な賃上げに向けた環境整備を進めてまいります。

○野崎幸士議員 県商工会連合会の独自の調査によると、今回の最低賃金の引上げについて、

88.4%の事業所が負担となっていると回答し、最低賃金の引上げに対して国に求める支援としては、取引価格の適正化・円滑な価格転嫁への支援が最も多く、次いで、税・社会保険料負担等の軽減、助成金の創設の順となっています。

このように、本県の中小企業、特に小規模事業者にとって、最低賃金の引上げはかなりの負担となっていますので、あらゆる媒体、手段を講じて、本事業が円滑に運営されるよう要望します。

このように、国の動きに対する支援事業も大事ですが、事業者自らが稼いで体力をつけさせる支援も大事だと考えます。

令和7年度補正予算案では、改善事業として「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」が提案されています。この事業は、過去5回にかけて類似した支援事業が進められてきましたが、これまで実施した類似事業の成果と今回の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 補正予算案で計上しております「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」は、事業者の生産性向上に向けた設備投資などを支援するものであり、過去に実施した類似事業では延べ1,388件を採択しています。

このうち昨年度は、採択者のうち、対前年同月比売上高が5%以上増加した事業者や、事業場内最低賃金を5%以上引き上げた事業者がいずれも半数を超えるなど、一定の成果があったものと認識しております。

また、支援のさらなる充実を図る観点から、今回は新たに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げた赤字事業者について、補助率を3分の2以内から4分の3以内に引き上げるほか、セ

ミナー開催や専門家派遣の実施など、ソフト面からも稼ぐ力の強化を支援することとしております。

○野崎幸士議員 本事業により、しっかりと成果を出していただきたいと思っております。

また、この事業は、商工会または商工会議所の助言・指導等の支援を受けながら取り組む事業となっております。

本県は、全企業数の99.9%を中小企業が占め、雇用の94%を担っています。そのうちの86.3%が小規模事業者で、小規模事業者には、地域において多様な事業を創出し、地域経済と雇用を支えていただいております。

特に、中山間地域においては、地域に欠かせない生活に関するサービスを提供しているとともに、地域の様々な行事等の地域文化を継承する担い手であるなど、地域コミュニティ存続に欠かせない存在であります。

昨年9月の一般質問において、知事からは、県内で大多数を占める小規模事業者は、本県にとって欠くことのできない存在、地域経済の活力の源であり、引き続き市町村や商工団体等と連携しながら、その振興に取り組んでいきたいと力強い答弁をいただきました。

一方で、小規模事業者を取り巻く環境は、原材料の高騰や深刻な人手不足により、依然として大変厳しい状況であり、その課題は多様化・複雑化しております。

それらの課題への対応において、事業者の一番身近な支援機関である商工会等の役割が大変重要であります。

9月の一般質問で、商工会のあり方等検討協議会については、関係機関と連携し検討を行っているとの答弁でしたが、特に商工会から強い要望のあった事務局コーディネーターの設置に

ついて、令和8年度以降も設置されるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 市町村と連携し、事務局長の設置基準を満たさない商工会への事務局コーディネーターの設置を支援する商工会事務局体制強化事業は、その事業期間が今年度までとなっております。

県としましては、質の高い支援体制の構築や関係機関との連携強化等のためには、引き続き事務局コーディネーターの設置は必要と考えており、令和8年度以降の設置について、必要な経費を当初予算案に計上しております。

令和8年度からは新たに2商工会への設置を支援する予定であり、これにより、県内35商工会全てに事務局長または事務局コーディネーターが設置されることになり、事業者支援をはじめ、地域振興の担い手としても期待される商工会の体制強化が図られるものと考えております。

○野崎幸士議員 事務局コーディネーターについては継続され、県内全ての商工会に事務局長または事務局コーディネーターが設置される点については、本当に評価したいと思います。

また、商工会のあり方等検討協議会においては、事務局コーディネーターも含め、商工会の今後の在り方や県の支援の在り方を検討してきたと伺っておりますが、商工会のあり方等検討協議会での検討結果を踏まえ、商工会に対し、どのような支援を行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会のあり方等検討協議会においては、地域の事業者に対する支援体制の確保や業務効率化などを目的に、商工会の今後の在り方や県の支援の在り方を検討してきたところです。

昨年11月に決定された商工会のあり方プラン及び支援方針においては、事業者支援の質を高めるために、経営指導員の1人体制を解消し、合同設置を推進することや、組織率の目標を設定し、組織率向上につながる取組を推進することなどとされました。

このため県では、当初予算案において、事務局コーディネーターの設置に加え、創業塾やセミナー開催など、組織率向上に向けた取組を支援する経費などを計上しているところです。

引き続き、決定された方針等を踏まえ、必要な支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 答弁にありました組織率向上についてですが、商工会のあり方等検討協議会でも大きな議論になったとお伺いしております。

組織率向上に向けた取組を支援する事業については、成果指標は組織率が5ポイントアップとなっているようですが、各地域の事業者の現状等、理解する部分は理解していただいて、商工会のスムーズな運営のために、負担にならないよう進めていただきたいと要望いたします。

中小企業と各地域の商工会の振興について伺ってまいりましたが、本県の地域経済と雇用を支えている中小企業・小規模事業者の持続的な発展のために、知事はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、エネルギー価格や原材料費の高騰、深刻な人手不足などにより、依然として厳しい状況にあります。

このため本県では、事業者の持続的な発展に向けて、生産性向上に向けた設備投資等への補助や、人材育成・確保に向けた環境整備など様々な支援に取り組んでおりまして、さらに、

補正予算案には、御紹介いただきました、大幅な最低賃金の引上げに対応した事業者への新たな支援金などを計上しております。

また、事業者の身近な支援機関として重要な役割を果たしている商工会等に対しても、その機能が十分発揮できるよう、当初予算案におきまして、経営指導員の設置に要する経費等について支援するとともに、商工会の組織率向上に向けた新たな支援策も講じることとしております。

本県経済のさらなる発展と地域活性化にとって、中小企業・小規模事業者の持続的な成長は不可欠でありますので、商工会等とのさらなる連携の下、事業者にしっかりと寄り添いながら、本県中小企業・小規模事業者の支援に力を注いでまいります。

○野崎幸士議員 県商工会連合会の独自の調査によると、経費全体の価格転嫁ができていない事業所は26.1%である一方、価格転嫁が全くできていない事業所は31%に上り、事業者にとって、長引く物価高騰や賃金の引上げ等の中、価格転嫁は非常に難しい課題であることが分かります。

各地域の経済の基盤と雇用を支えている中小企業・小規模事業者の厳しい現状と、それに寄り添って支え、伴走している商工会の発展なしでは、特に中山間地域においては、地域生活が円滑に回らなくなります。

各地域の商工会はこれまで、約60年以上の間、商工業の振興に尽力し、行政と地域生活をマッチングさせながら、活気ある安全・安心な地域づくりに寄与してきました。中小企業・小規模事業者と各商工会の発展なしでは、地域と本県の発展はないという気持ちで事業に取り組んでいただくことを要望します。

次に、稲作について質問します。

もうじき本県でも早期米の準備が始まります。一昨年から報じられた、いわゆる米不足や価格高騰、令和の米騒動ですが、その要因は複合的に影響しているようです。

令和7年の主食用米の作付状況は、主食用米の価格が上昇したことから、飼料用米など新規需要米からの転換が進み、全国の作付面積は前年産に比べて10万8,000ヘクタール増えているようですが、本県における主食用米の作付面積について、昨年の状況と今年の見通しを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農林水産省の統計によりますと、昨年の主食用米の作付面積は、米価の上昇等を背景に、前年に比べ1,100ヘクタール増の1万3,500ヘクタールとなっております。平成24年以降、13年ぶりに増加しております。

今年の作付面積につきましては、現在、生産者の方々が、米の需給状況等を踏まえて主食用米の作付面積を検討されており、その状況の把握に努めているところであります。

○野崎幸士議員 今年の主食用米の作付状況は把握中だということでしたが、令和の米騒動は令和5年の猛暑がきっかけとなっており、特にヒノヒカリのような暑さに弱い品種は、米が白く濁る白未熟粒が発生するなど、1等米の割合が大幅に減少し、供給不足が生じたのが一つの要因とされています。

本県では、平成23年度から県総合農業試験場で高温耐性のある米の新品種開発に取り組み、14年の歳月を経て、今年1月6日に「ひなた舞」という品種名が公表されました。

このひなた舞は、県内の主力品種のヒノヒカリに比べて、高温での品質低下が少なく、いも

ち病に強い上、収穫量は1割程度多く、食味は同程度で優れていることから、今後、県内の普通期水稻の作付地域において普及を進めていくということですが、ひなた舞のよさを発揮するために、栽培技術の確立も進めていく必要があると考えます。

そこで、ひなた舞の栽培技術をどのように確立していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 暑さに強い新品種のひなた舞は、議員御指摘のとおり、粒が大きく、食味に優れ、いもち病に強いなどの特性を有しており、その特性を最大限に生かせる栽培技術の確立が必要と考えております。

このため、総合農業試験場において、肥料の量や田植の時期、苗の植付け密度など、栽培技術の研究を進めており、今年度中にこれらの技術を体系的にまとめた栽培マニュアルを作成します。

また、令和8年度には、栽培マニュアルを基に、普及センターが中心となって農家やJA等の関係機関と連携し、土壌や気候など、各地域の栽培環境に応じた技術の改良を進めてまいります。

今後とも、関係機関と一体となって栽培技術の開発に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 今年度中に作成される栽培マニュアルの充実と生産者への徹底した配布に取り組んでいただき、答弁にありましたように、それぞれの地域性があると思いますので、しっかりその地域に合った栽培技術の確立に努めていただくよう要望します。

次に、ひなた舞生産の本格化に向け、県内生産者へ種子をどのように供給していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、県内の生産者に水稻の種子を安定的に届けるため、県が指定した水田で生産された種子を、県やJA等で構成する宮崎県産米改良協会を通じて供給しております。

ひなた舞の種子につきましては、令和9年の本格生産に向けた必要量を把握するため、現在、協会が生産者の要望を取りまとめているところです。

今後、必要量に応じて、ひなた舞の種子を生産する水田を指定するとともに、優良な種子を確保するため、指定水田の栽培管理や生育状況、発芽率などを審査した上で、合格した水田の種子を保管し、供給することとしております。

県としましては、JA等関係団体と連携しながら、種子の安定供給に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 ひなた舞の今年の作付は約150ヘクタール、本格販売は来年の秋、令和9年産から予定しているということですし、今後、生産量も増やしていく計画になると思いますので、しっかり種子の生産も取り組んでいただくよう要望します。

栽培技術や種子の供給の次は、実際、作付を進めていく上で、生産者を増やす取組が重要になってくると思いますが、ひなた舞の県内生産者への普及に向けた県の方針について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） ひなた舞の普及には、まずは、生産者に優れた品種特性を知ってもらうことが重要であります。

このため、高温下でも品質低下が少なく、いもち病に強いことや、ヒノヒカリより生育が遅く、収穫などの繁忙期の作業を分散できる利点

などを生産者が集まる会議で周知するとともに、ホームページやSNS等を通じて広く発信してまいります。

また、特性が十分に発揮できるように、生産者の栽培技術の習得に向けて、栽培マニュアルを基に、講習会などの機会を活用し、技術指導することとしております。

これらの取組により、令和12年には、主食用米の作付面積の約1割がひなた舞となるよう、その普及に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 令和12年までに、ひなた舞を主食用米作付面積の約1割相当へ増やす方針だということで、まずは今年と来年の生産状況が重要だと思いますし、生産者が納得し安心して作付できるように、答弁にあった取組をしっかりと進めていただくよう要望します。

生産の次は、今後、ひなた舞を消費者に広く認知していただくことが大事だと思いますが、ひなた舞のPRや販売対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県民の方々に、ひなた舞になじみを持ってもらうためには、販売前からのPRが重要であることから、今回、初の試みとして、品種名の一般公募を実施いたしました。

また、味わいや食感を体験してもらうため、県内の各種イベント等において、試食を通じた広報を行っております。

今後、ひなた舞の開発背景や特徴などをホームページ等で広く発信するとともに、ロゴマークやリーフレット等を作成することにより、ブランドとして付加価値を高め、県民米として支持されるよう、関係機関と連携して、消費者の方々への浸透を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県では過去、平成23年にも、高温登熟性に優れ、外観品質が良く、耐倒伏性が強く、ヒノヒカリ並みの食味である「おてんとそだち」を開発し、県の奨励品種に採用していますが、全県への普及には至りませんでした。

また、高温耐性品種と呼ばれる暑さに強いお米の品種は全国で開発されていて、九州では、佐賀県の「ひなたまる」、熊本県の「くまさんの輝き」、鹿児島県の「あきの舞」など、各県それぞれが普及の取組とPR、販売への取組を進めていますので、本県もひなた舞を宮崎県を代表する米としてしっかり育てていただくよう要望します。

さて、主食用米と同様、しっかり生産しなければならないのが飼料用米です。

農林水産省の令和7年公表資料によると、飼料自給率は令和5年度概算で27%、このうち、粗飼料自給率は80%、濃厚飼料自給率は13%でした。農林水産省は、飼料自給率を令和12年には28%にまで引き上げる目標を掲げています。

粗飼料は主に国内で生産される牧草や稲わらなどで、濃厚飼料はトウモロコシや大豆かすなどの高栄養飼料で、特に濃厚飼料は輸入に大きく依存しており、近年、国際的な穀物価格の変動や円安が、輸入飼料の価格高騰の要因となっています。

直近では、全酪連によると、1～3月期の配合飼料の価格を、前期10～12月期に比べ全国全銘柄平均で1トン当たり4,500円引き上げ、牛用哺育飼料は4万2,000円値上げしています。

配合飼料の引上げは4期ぶりで、主原料のトウモロコシの価格が米国産輸出需要の好調で高騰したことや円安が要因です。

以上のような現状から、輸入飼料の価格は高

止まりが続くことが予想され、国内での飼料用米等の生産が重要になるわけです。

先ほど、昨年は主食用米の価格が上昇したことから、飼料用米など新規需要米から主食用米への転換が進んだと申しました。

そこで、本県における飼料用米の作付状況と今後の推進について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の飼料用米の作付面積は、これまで増加傾向で推移していましたが、令和7年産は768ヘクタールと、前年に比べ約1割減少しました。

一方で、県内の養豚農家等は飼料用米の安定供給を求めていることから、県では、産地交付金の交付単価の拡充や農業機械の導入支援により、飼料用米の作付拡大を促しております。

今後、これらの取組に加え、地域内での供給体制を確保するため、養豚農家と近隣の飼料用米生産農家との契約栽培のさらなる促進を図ってまいります。

飼料用米の活用は、飼料コストの低減を進める上で有効であることから、市町村など関係機関と連携し、需要に応じた飼料用米の生産と耕畜連携を進めてまいります。

○野崎幸士議員 これまで国が取り組んできた、もちろん本県も力を入れてきた耕畜連携ですが、これまでの取組で安定した資源の循環も進んできていますので、これまでの実績を壊すことなく、さらに広がるよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、本県の児童生徒の教育について質問します。

昨年4月に、小学6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力・学習状況調査ですが、小学生が国語と算数、理科、中学生は国語と教

学、理科で行われました。

各教科の平均正答率は、小学生は、国語が全国平均66.8%に対し66%、算数が全国平均58%に対し55%、理科が全国平均57.1%に対して56%、中学生では、国語が全国平均54.3%に対し51%、数学が全国平均48.3%に対し42%、I R Tスコアと呼ばれるスコアで算出された中学生の理科は全国平均503に対して472と、いずれの教科も小中学生それぞれ全国平均を下回り、その差は中学生のほうが大きく、大変厳しい結果となっていますが、これまでに実施された全国学力・学習状況調査の結果について、本県の推移を教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 全国学力・学習状況調査は、学力や学習状況を把握し、授業改善や子供の学習改善につなげることを目的として、平成19年度から小学6年生と中学3年生を対象に実施されております。

毎年実施されている国語、算数、数学の過去5年間の学力状況を見ると、平均正答率が全国平均と比べ、小学生の国語は同程度であります。算数は2ポイント程度、中学生の国語は3ポイント、数学は4ポイント程度、それぞれ下回っている状況が続いております。

また、学習状況については、「授業で課題の解決に向けて、自分で考え、自ら取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合が全国に比べ低く、さらに、家庭での学習時間が年々減っている状況にあります。

○野崎幸士議員 報道機関においては、毎回、全国学力・学習状況調査の結果を独自に計算して、全国の順位を公表しているところもあるようですが、それによると、特に本県の中学生は全国的に低い位置で、大変厳しい結果のようです。

また、学習状況においては、「課題解決に向けて、自分で考え、自ら取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合が全国に比べて低いことを見ると、分からないことがあれば、自分で考えたり調べることなく、すぐネットに頼っているのではないかなと想像しますし、家庭での学習時間が減っている状況は、習い事や塾に時間を割いている状況かなと考えますが、今年度の全国学力・学習状況調査の結果をどう捉えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 今年度を含め、これまでの学力調査の結果を詳細に見ると、小中学生ともに正答数が特に少ない層の割合が全国平均と比べ多く、さらに無解答の割合も多い状況にあることから、この層の学力の底上げが重要だと考えております。

また、子供が主体となる授業への転換と、それを実践できる教員の養成とともに、知識の定着のためには、家で予習・復習することの大切さを改めて、児童生徒はもちろんのこと、保護者にも伝えていくなど、義務教育の初期段階から学習意欲や習慣を身につけさせることが必要であると考えております。

○野崎幸士議員 調べてみますと、令和6年度の全国学力・学習状況調査では、SNSや動画視聴などスマホの利用時間が長いほど、学力調査の平均正答率が低下する傾向が確認されており、具体的には、中学3年生の数学で、スマホ使用が4時間以上の生徒は、30分未満の生徒と比較して、平均正答率が18.5ポイント低下しています。

このように、おのおのの家庭で生活パターンが多様化する中、スマートフォンやゲームといったデジタル機器への依存などが子供の学業に悪影響を及ぼしている要因だとすれば、答弁

にあった、教員の養成や家での学習等を進めながら、スマートフォン等のデジタル機器の適切な使用や管理についても、児童生徒、保護者にしっかり伝えていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

さて、調べたところ、約50年前の全国学力テストでは、都市部の子供たちの平均正答率が地方の子供たちよりも高い傾向にあり、特に、住宅市街地域と僻地の間で顕著な学力の差が見られ、学力の地域格差が当時の文部行政や教育研究における大きな課題となっていました。近年のテストでは、その差はかなり小さくなっているようです。

しかし、都道府県間の学力の格差は僅かになったものの、都道府県内の学校間の学力格差は依然として残っています。

教育環境の変化といえば、平成14年に、公立学校における完全週休2日制、ゆとり教育が実施されました。

その後、一概には言えませんが、このゆとり教育は学力低下をもたらすことが指摘され、文部科学省は、ゆとり教育で削減された学習量を増やし、学力低下問題の解決を目指す脱ゆとり教育へとかじを切り、平成23年から小学校、平成24年から中学校、平成25年から高等学校で新学習指導要領が開始され、令和2年から現在の学習指導要領に至っていますが、小中学校における現行の学習指導要領の方向性と、それに対する県の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 現行の学習指導要領では、急激に変化する社会状況に対応し、予測困難な時代を生きる子供たちに、生きる力を育むため、実社会で使うことができる知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断

力、表現力、学びを人生や社会に生かすための学びに向かう力、人間性を身につけさせる、主体的・対話的で深い学びを求めています。

このため本県では、子供が自ら問いを見つけるための工夫や、子供たち同士が協力して学び合う機会、学んだことを関連づけ、より深く理解させる場面を各教員が授業に取り入れることができるよう、優れた授業動画の共有や公開授業、教科別研修会などを実施し、授業の質の向上を図っております。

○野崎幸士議員 主体的・対話的で深い学び、子供が主体で、子供たち同士で深い理解を見いだすことは、それに携わる教員の方々の準備にかかる時間やスキルを身につける研修等、教員の方々への負担も増えているのではないかと思います。本当に難しい取組だなどと思います。

モデルとなる授業の提供や、教員同士が協力して授業の計画案を作成・共有できる体制をさらにしっかり構築し、教員の方々の負担軽減を図りながら授業の質向上に取り組んでいただくよう要望します。

本県においては、この公立学校の完全週休2日制とゆとり教育の実施に伴い、2学期制を導入する学校もありました。

平成15年に宮崎市、平成17年には、小林市、えびの市、高原町が導入しましたが、2学期制についてどう捉えているか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 2学期制は、各市町村の判断で導入されており、通知表による成績評価や始業式、終業式が減らせる上、学校行事を効率的に実施できるなど、教員の負担が軽減されます。

また、授業時間を確保しやすくなるので、長期的な視点でじっくりと学習に取り組めること

や、教員及び児童生徒双方に時間的・精神的ゆとりが生まれ、それぞれが向き合う時間を確保しやすくなります。

なお、2学期制または3学期制であっても、学習指導要領に基づく必要な授業時間が確保されることから、学期制の違いによる学力への影響はないと考えられます。

○野崎幸士議員 令和3年度から本格的に始動したGIGAスクール構想ですが、全ての子供がICT（情報通信技術）を活用した学習機会を得られるよう、児童生徒1人1台のタブレット配付や校内のWi-Fi環境などの強化等が進められ、本県でもタブレット等を利用して教育がなされていますが、海外を含め一部では学力低下を懸念する声も上がっています。

スウェーデンでは2006年から学習用端末の配備が進みましたが、2022年のOECDの学習到達度調査で学力低下が判明したため、デジタル教育を凍結し、紙と鉛筆による教育、脱デジタル化にかじを切りました。

日本においても、タブレットなどのICT機器の導入が子供の学力低下と関連がある可能性について指摘されていますが、その使い方やバランスが重要であると考えられます。

そこで、デジタルとアナログのバランス等を考えたタブレットの適切な活用について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 1人1台タブレットなどデジタルの活用は、動画や音声で視覚的・聴覚的に学ぶことができ、理解がより深まるとともに、児童生徒のペースに合わせた学びや多くの仲間と意見を共有する学びが可能であることから、学ぶことへの興味・関心が高まり、主体的・対話的で深い学びにつながります。

また、障がい等で特別な配慮を必要とする児

童生徒にとって、学びやすい環境が提供されます。

一方で、教科書をしっかり読み、ノートに授業の流れや要点を丁寧に整理し、自分の考えを残すことにより、読む力、書く力、深く考える力が育まれる上、知識の定着につながります。

児童生徒一人一人の学力向上を図る上で、それぞれのよさを生かした学びを適切に併用していくことが重要であると考えております。

○野崎幸士議員 我々議員も1人1台のタブレットを使用していますが、私は昔の人のなか、やはり紙のほうが何か書き込むにも容易で、頭に入りやすく、文字が優しく感じられます。

OECDの国際学力調査でも、特に書く機会の減少が集中力の低下に影響していると指摘されていますので、デジタルとアナログのバランスには十分配慮して使用していただくようお願いいたします。

ここまで本県児童生徒の学びの状況について伺ってまいりましたが、小中学生の学力向上のために、県としてどのように取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、教育振興基本計画において、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力として、知識や技能とそれを活用するための思考力、判断力、表現力に加え、主体的に学習に取り組む態度を育む教育を推進しております。

このため、教員研修の充実のほか、ICT機器やAI教材活用のための予算化も行い、個別最適な学びや協働的な学びを通して、児童生徒一人一人が分かる授業を行い、学習意欲を高められるよう支援を行います。

また、全国学力・学習状況調査等を通して、

学習内容の定着状況を詳細に把握、分析した上で、きめ細かな支援を行っていきます。

さらに、保護者の方々にも家庭学習の大切さを御理解いただき、学習習慣を身につけさせるよう促すなど、学力向上により一層努めてまいります。

○野崎幸士議員 これまで主に学力向上について質問してきましたけれども、一方では、いじめや自殺、不登校といった複雑な問題を抱える教育現場において、改正された教育基本法にも道徳心を培うことが明記され、子供たちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を育む教育が進められています。

県では、学力向上だけでなく、子供たちの豊かな心を育む道徳の授業に関する支援を教育委員会の事業として行っていると聞いておりますが、学校における道徳の授業を充実させるための県としての取組とその成果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） いじめなどの問題行動を未然に防止するためには、道徳科の授業の充実が必要であると考えております。

このため、例えば道徳の教科書を使って、日々起こり得るトラブルについて、どうすれば防げたのか、どうすれば解決できたのかを自分事として捉えさせ、話し合い、考えさせる授業が実践できるよう、公開授業等を通し、教員の授業改善に取り組んでおります。

全国調査では、「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した割合が、小中学生ともに全国平均を上回っており、今後も、授業のさらなる充実を図り、子供たちに道徳心がしっかり身につくよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 私は、長い人生の中で、人の性格や人格は中学生の頃までに出来上がると

思っています。その出来上がった性格や人格はなかなか変えることは難しく、例えば身内が突然亡くなったとかの深い悲しみや衝撃、また人生を変えるような大きな感動のときに、その性格や人格が変わるチャンスがあると思っています。でも、そんなことは一生の中で頻繁にあることではないので、義務教育というのは、人をつくる上で本当にかげがえのない人間形成だと思っています。

今回、学力向上を中心に質問しましたが、もちろん一般的な学力を身につけることは大事ですけれども、何をもって成果というのか定かではない学力向上や、目に見えない、いじめや不登校といった多様な心の叫びに全力で向き合っている教育委員会、学校関係者の方々の思いも、本当に評価、尊重すべきだと思います。

私は、義務教育というのは、全ての学びから、まずは自分を好きになること、そして人を好きになることだと思っていますので、そういった思いで子供たちと接していただきたいなと思っています。

冒頭、河野知事が次期知事選へ出馬することについて触れました。

さきの衆議院選挙では我が自民党が圧勝し、国のかじ取りを進めます。私は、財政力が弱く、陸の孤島と言われている本県をさらに発展させるためには、何よりも国との信頼関係の下にしっかり連携が取れることが重要だと思います。河野知事は、これまで4期という時間の中で、その国との強いパイプを構築してきたと確信しています。

財政を健全に保ちながら、これまでの本県の流れを止めないために、そしてさらに発展させるためにも、知事の提案説明で述べられた積土成山の精神で、次期知事選に責任を持って臨ん

でいただきたい、頑張っていたきたいと思っております。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。通告に従い質問させていただきます。

先日実施されました衆議院議員選挙の結果につきましては、これまでも多くの議員のほうも触れられておりますけれども、与党が3分の2の議席を占める結果となりました。選挙後、高市首相は「憲法改正にしっかりと挑戦する」と強い意欲を示しており、今後、憲法改正に関する議論が加速することが予想されます。

憲法改正の手続は、国会の憲法審査会の議論を経て、衆議院、参議院各院の総議員3分の2の賛成をもって発議し、その後実施される国民投票において、2分の1の賛成により改正となります。

国民投票の手続については、平成19年成立、平成22年施行の国民投票法に定められており、国民投票運動についても規定されています。投票期日14日前からは、国民投票広報協議会による広報以外はテレビやラジオの広告放送を制限するとされておりますが、ユーチューブ等のネットCMについては規制の対象となっておりません。このことは、昨年4月の衆議院憲法審査会でも指摘されているようです。現在はテレビやラジオよりもインターネットを利用することが多く、さきの衆議院議員選挙の結果にもネットCMが大きく影響を及ぼしたのではないかと、そのような分析もされております。

国民投票法において、テレビやラジオのCMを投票前2週間規制した目的は、国民が冷静に

判断できる投票環境をつくり上げるためです。賛成派、反対派いずれか資金力のあるほうが投票直前まで広告を大量に打ち、有権者の判断を誘導することは、公平な投票運動とは言えません。こうした国民投票の手続についても、まだまだ整理すべき課題があり、議論を深めていかなければなりません。

さきの衆議院議員選挙の結果により、憲法審査会の構成も大きく変わることとなります。ですが、数の力で押し進めることなく、少数意見にも耳を傾ける、慎重な議論が必要と考えます。

そこで、さきの衆議院議員選挙の結果を受けて、今後、憲法改正の議論がどのように進められるべきか、知事の認識を伺います。

以上を壇上からの質問とし、後の質問については質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

さきの衆議院議員総選挙の結果、自由民主党が3分の2を超える議席を獲得し、憲法改正の発議に必要な議席数を単独で確保したことは、国会での改憲の議論が新たな局面を迎える大きな転換点になるものと認識しております。

憲法は国の最高法規であり、その改正は国民生活や国の将来に極めて重大な影響を及ぼすものでありますことから、改正に向けた検討に当たりましては、主権者である国民の深い理解を得ることが何より不可欠であると考えております。

私としましては、切迫する国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮しながら、国会における党派を超えた丁寧な議論が尽くされるとともに、国民の間においても、様々な立場や観点から十分に議論が深まること

が重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。国の動向を今後しっかりと注視していかなければならないかなと考えております。県民の冷静な判断環境を守るという視点を持ち、地方からも憲法改正の取組に声を上げていくことが重要であるかと考えております。

続いて、新田原基地について質問いたします。

昨今の厳しい安全保障環境を受け、防衛力強化の一環として、新田原基地へ最新鋭ステルス戦闘機F-35Bの配備が始まっております。F-35Bは垂直着陸できるのが特徴ですが、かなりの騒音が発生いたします。

先日、宮崎県防衛議員連盟連絡協議会で新田原基地を訪問し、F-35Bを見学いたしました。機体後方のノズルが下向きになる以外にも、コックピットの後ろにリフトファンと呼ばれる空気の入入口があり、機体の下に空気を出すことで、短い距離での離陸や垂直着陸が可能との説明でした。

垂直着陸は、機体を制御しながら慎重に行わなければならない、時間がかかるため、騒音の発生する時間も長くなります。F-35Bの垂直着陸訓練は当初、鹿児島県の馬毛島基地で行う予定でしたが、同基地の整備の遅れから新田原基地での訓練実施の国の方針が示され、さらには、馬毛島基地完成後も新田原基地での垂直着陸訓練を行うとされています。

本来であれば、馬毛島基地を早期に完成させ、当初の計画どおり、垂直着陸訓練は原則、馬毛島基地のみで行うことが本当の負担軽減策ではないでしょうか。

そこで、F-35Bの配備や訓練に関し、国は

地域住民の負担軽減案を示しておりますが、このことに対する知事の受け止めを伺います。

○知事（河野俊嗣君） F-35Bの配備や訓練については、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められているものと認識しております。

一方で、F-35Bは、垂直着陸等でこれまでの機体よりも大きな騒音が長く続くことが懸念されますことから、県としては、地域住民の負担が軽減されるよう、地元へ寄り添った適切な対応を国に求めてまいりました。

国は、昨年10月に、夜間の垂直着陸訓練回数の軽減や防音対策の充実等の負担軽減策を示しており、加えて、本年1月には、小泉防衛大臣が現地を視察した際に、一部訓練のルート変更や訓練日時の事前通知など、地元の求めに応じた負担軽減策を大臣自ら指示され、今般実行されているところであります。

これらの負担軽減策については、基地周辺自治体も一定の理解を示しているものと認識しておりますが、さらなる負担軽減に向け、大臣との面会が行われた際に、馬毛島で整備されております施設を早期に完成させることなどを要請いたしました。

引き続き、地元の負担を軽減できるよう、基地周辺自治体と連携しながら、国に必要な対応を求めてまいります。

○永山敏郎議員 基地のあります新富町のほうでは、先日、町長選挙が行われまして、小嶋町長が3期目の当選をされ、騒音負担軽減に向け意欲を示されたところであります。さらなる連携を図っていただきたいと考えております。

新富町は、一般財源で町民の精神的負担軽減を目的とした直接給付を行う方針であります。

負担軽減策が対症療法にとどまらないよう、国に対し原点に立ち返った協議を求めるべきではないかと考えております。

さて、3月9日から新田原基地において日米共同訓練が実施される予定ですが、このことに関する県の対応を危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 3月9日から新田原基地において実施される予定の在日米軍の再編に伴う日米共同訓練について、訓練に先立ち、2月5日に国から基地周辺自治体とともに説明を受けました。

県としては、これまでも県民の安全を第一に地元への配慮を求めており、今回の訓練についても、改めて、国に対して、安全対策及び綱紀粛正の徹底はもとより、不測の事故等により、安全で安心な県民生活が脅かされることのないよう、国の責任において万全を期すようお願いしたところです。

また、万一、事故等が発生した場合は、速やかに情報を提供するとともに、迅速な対応と万全な対策を講じるよう要請しております。

国からは、安全対策等について万全を期すとの説明を受けておりますが、県としては、基地周辺自治体と連携し、引き続き、十分な連絡体制を確保して対応してまいります。

○永山敏郎議員 今回の訓練は、これまで沖縄県に集中していた米軍基地負担を軽減する目的で進められてまいりましたが、米軍再編に係る嘉手納飛行場からの訓練移転の一環で、新田原基地では今回14回目となるようであります。また、今回の訓練には、米軍のF-35Aが初参加の予定です。

F-35Aは、B型のような垂直着陸の機構は搭載していませんが、これまでのF-15などの従来の戦闘機と比べてもエンジン出力が高く、

騒音も大きいようであります。10機ほど参加の予定です。安全対策、地元への配慮について国に要請されたとのことですが、訓練実施による騒音等、影響の総括もしっかりとお願いいたします。

次の質問に移ります。

令和8年度予算が今定例会に提案されておりますが、大きな柱の1つに、「人口減少社会に適應する持続可能なくらし・産業づくり」として、2月補正分を含めると予算規模100.8億円、91事業が示されております。

本県人口の自然減・社会減の緩和に向けた対策、また、インフラの維持や産業のための人材確保は最重要課題と考えます。県や県内の市町村は、これまでも社会減対策として移住政策等に取り組んできましたが、今後、産業の維持のためには、とりわけ働く世代でもあります若年層の移住促進が重要と考えます。

そこで、若者のU I Jターンを促進するため、どのように取り組んでいるか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県外に住む若者のU I Jターンを促進するため、県では、宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターにおける移住や就職に関する一体的な相談対応や、U I Jターン就職希望者と県内企業とのマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」の運営などに取り組んでおります。

また、本県での就職活動に要する交通費や、引っ越し費用等の補助を行うほか、生活基盤を整えるための移住支援金を支給するなど、対象者のニーズに応じた支援を実施しております。

このほか、来年度は、若者・子育て世帯の移住を促進する空き家改修を支援するため、今議会で必要な経費を当初予算案に計上していると

ころです。

引き続き、市町村とも連携しながら、若者のU I Jターン促進に積極的に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ただいま答弁にありました宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター、私も東京有楽町にあります交通会館内の東京支部を以前見学させていただきました。

フロア内に全国の多くの県のブースが配置され、それぞれに移住促進に取り組んでおられます。移住者の方々は、都市圏から地方へ移住するという判断の後、今度はどの県に移住するかという選択をするわけでありまして、その中から宮崎を選んでもらうためには、やはり相当なPR等も必要かと考えます。

また、新年度予算に計上している空き家改修支援の事業ですが、移住、そして空き家の活用という県内市町村の抱える2つの課題に効果が期待されます。しっかり審議してまいりたいと思います。

移住に関しては、競合他県のことでもありまして、本県も手厚い施策を実施しております。県外からの流入を増やしていく一方、県内からの流出抑制も重要です。

令和6年度卒業の県内高校生・大学生等の進学・就職の状況を見ますと、県内高校生のうち、卒業後就職する割合は25.3%、そのうち、県内に就職した高校生は62.4%と6割強にとどまります。また、県内大学生等の就職状況については、県内の就職が42.3%にとどまり、半数以上が県外に就職している状況です。

大学生には県外出身者もいますので、地元に戻る等の選択もあるかなとは思いますが、宮崎県内出身者で県内大学等に進学し、県内にそのまま就職した大学生等の割合は64.2%にとど

まっているようであります。

高校生、大学生等いずれも一定数が県外へ流出している状況であり、こちらも対策が必要かと考えます。若者の流出は、単なる人口問題ではなく、将来の税収、地域コミュニティー、産業基盤の問題でもあります。

そこで、県内出身の若者が県内に就職し、定着するため、県としてどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎で生まれ育った若者は、地域の活力維持に不可欠でありまして、本県の未来をつくり出す上で、かけがえのない存在であると考えております。そうした若者が県内に就職し、定着するためには、魅力的な雇用の確保や多様な働き方の実現など、様々な視点からの取組が重要であります。

このため県では、企業と連携して、県内に就職した若者の奨学金返還を支援するほか、柔軟な働き方ができる職場環境の整備や多様な就業形態の導入、キャリアアップや創業への支援など、若者の県内就職の促進やその後の定着につながる取組を展開しているところであります。

私は、知事という立場で、学業、ビジネスプランコンテスト、スポーツ、文化、様々な面で素晴らしい業績を残している県内の若者、子供たちの報告を受けることがありますが、本県の次代を担う若者に大きな期待を抱いております。今後とも、産業界や教育機関などと連携し、官民一体となってこれらの取組を着実に進め、県内で活躍する若者が生き生きと暮らし、働き続けられる宮崎を実現してまいります。

○永山敏郎議員 奨学金返済支援については、本当に大変ありがたい制度かなと思います。私も奨学金を2つ借りておりまして、総額400万ほど返済しました。返済したのが30代半ば、結

婚前という形です。奨学金があることによつて、就職であったりとか結婚、そういったライフサイクル、ライフステージの様々な判断に影響を及ぼすこととなつてまいります。若者への支援は大変重要なと考えております。

宮崎市では、新年度の事業として、県の奨学金支援制度とは別に、宮崎市単独での奨学金返還支援にも取り組む計画のようであります。県内の市町村単位でも、移住、それから流出抑制に向けた対策が進んでいるのではというふうに感じております。

また、県内出身者が県内にそのまま就職する場合でも、引っ越し費用が発生する場合がありますし、自動車の運転免許の取得や自家用車の購入など、就職準備にはお金がかかってまいります。県外から宮崎県へ移住・就職する若者への支援と併せて、県内出身で引き続き県内で就職する若者への支援の在り方について、今後、県内市町村とともに議論が深まっていくことを期待いたします。

続いて、学校司書について質問いたします。

1月31日、宮崎子どもと本をつなぐネットワーク主催の座談会、「今、学校図書館は」に参加してまいりました。読み聞かせの現状、学校司書の職務についての報告、独自に実施されました県内の学校司書の配置・勤務状況アンケートの結果を基に、学校図書館の現状を考える報告を受け、大変勉強になりました。脇谷議員も参加されましたし、県内から市議会議員も何人か参加されておったところであります。お疲れさまでございました。

この座談会に参加しての印象は、子供の教育において、学校図書館が大きな役割を担っているということ、また、それぞれの学校図書館において、学校司書の配置状況や勤務形態がばら

ばら過ぎるというふうな感じでありました。

学校司書に関しては、2年前の2月議会でも私が質問を行いまして、また、昨年の2月議会でも山内佳菜子県議のほうに質問しておりますが、改めて現状や課題について確認していきたいと思っております。

では初めに、県立高校における学校司書の配置状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校司書は、主として学校図書館の職務に従事し、図書の管理や貸出し業務を行っており、全ての県立高校に配置しております。

具体的には、12学級以上ある高校には、学校司書を主たる業務とする学校事務職員を、さらに24学級以上ある高校には、専任の会計年度任用職員も配置しております。

また、11学級以下の高校には、専任の会計年度任用職員のみを配置しております。

さらに、12学級以上の高校には、図書館運営に関し総括的な役割を担う司書教諭の資格を持つ教員も配置しております。

○永山敏郎議員 12学級以上ある高校に配置している学校司書につきましては、主たる業務ということですので、図書館以外の学校事務のほうも兼務して対応しているという認識です。また、11学級以下の高校については、専任の学校司書を配置しているということではありますが、会計年度任用職員でありますので、勤務時間の制限等も考えられます。

学校図書館については、始業前から放課後まで、生徒が求める時間にいつでも対応できる体制を整えてしかるべきと考えますが、学校の図書館運営に支障はないのか、県立高校における学校司書の勤務状況と配置に係る課題について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校司書を主たる業務とする学校事務職員は、正規職員として、他の学校事務職員と役割分担の下、専ら学校司書の業務に従事しております。

また、会計年度任用職員は、図書館業務に専念はしておりますが、勤務時間及び勤務日数が限られております。

なお、各学校では、生徒が利用したい時間に図書館を常時利用できるよう、図書部の教職員や図書委員の生徒も協力しております。

課題としては、司書の資格を有する職員を配置することが難しく、書籍の紹介・選定や蔵書点検などを十分に実施できていない学校もあることなどが挙げられます。

○永山敏郎議員 先生や生徒によるサポートで、図書館運営については努められているというふうな答弁であります。学校図書館を充実させるのであれば、本来でありましたら、図書館業務専任かつフルタイムで学校司書を配置すべきだと、そのように考えております。国の基準にのっとった配置はクリアしていたとしても、県独自でさらに上回る配置を目指していきたいところであります。

また、司書資格の問題についても触れられておりましたが、研修等によるサポートについてもお願いしておきます。

さて、県立高校については、全ての高校に学校司書を配置できていますが、小中学校等については、学校司書の配置状況に市町村で違いがあるようです。小さい頃からの読書習慣が、成長の過程において大きな影響を与えると考えますが、学校図書館の役割も大きいと思います。

そこで、県内の小中学校等における学校司書の配置状況と県の対応について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県内の市町村の約8割の学校には、兼務職員も含め、学校司書が配置されております。

また、約2割の学校は、小規模であるため、学校司書を置かず、教職員のみで対応しておりますが、地元図書館の司書と連携して、図書館の環境整備や選書、書籍の紹介などを行っている学校もあります。

県教育委員会では、市町村に対し、望ましい学校図書館の在り方について助言を行うとともに、学校司書が安定して配置されるよう、国に財政措置の継続を求めています。

○永山敏郎議員 学校図書館の運営に関する予算措置は各市町村に委ねられているというふうな状況ではありますが、県内どの自治体にあっても同等のサービスが受けられるべきで、市町村格差があってはけません。県としてもしっかりと市町村の状況を把握し、必要な助言をお願いいたします。

それでは、この項目の最後に、「読書県みやぎ」の推進に向け、学校司書に期待することについて、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 読書は、感性が磨かれ、表現力も高められるなど、人生を豊かに生きていく上での糧となるものであります。

そのため県では、「読書県みやぎ」の推進に向け、目指す県民像として、「生涯にわたって読書に親しむみやぎ県民」を掲げて、様々な事業に取り組んでおります。

例えば、カウンターテナー歌手の米良美一さんにみやぎ読書アンバサダーを委嘱するなど、著名人が読書の魅力を伝えるイベントでありますとか、読み聞かせボランティアの育成、僻地校が希望する本の貸出しを行う「やまびこ文庫事業」などにも取り組んでおります。

また、いつでも、どこでも、誰でも読書に親しめる環境整備を図るため、令和6年度にひなた電子図書館を導入しております。

しかしながら、月に一冊も本を読まない児童生徒の割合が近年、じわり増加傾向にあります。これはネットやゲームの影響もあるのだろうかと思われそうですが、大変憂慮すべき事態だと考えております。

学校司書には、子供に身近な学校現場において、子供たちが読書習慣をしっかりと身につけられるよう、いつでも本に触れられる環境づくりを積極的に行っているところがありますが、今後とも、子供と本をつなぐ重要な役割を期待しております。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。先ほど触れました座談会におきまして、「図書館は居場所の一つ。人がいてこそその図書館」という印象的な発言がありました。学校図書館は、単なる読書空間ではなく、学習支援、探求活動支援、心のケアの拠点でもあります。教室に比べらば児童生徒の第3の居場所としての役割も期待される学校図書館とそれを支える学校司書の充実、また処遇改善についても、引き続き声を上げてまいりたいと考えております。

次に移ります。昨年12月末に、令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果が公表されました。虐待の相談件数等の調査です。

平成19年度から毎年度行われている調査であります。令和6年度については、全国養介護施設従事者等による虐待相談・通報の件数が3,633件、養護者による虐待相談・通報件数は4万1,814件と、調査開始以降、右肩上がり増加しております。

高齢化が進んでおり、対象者も増えていることも要因の一つとは考えますが、高齢化の進展のみならず、家族形態の変化や介護負担の集中も背景にあるのではと考えます。年を取っても安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、高齢者虐待の対策を進めなくてはなりません。

それでは初めに、本県における高齢者虐待の現状と考えられる要因について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 令和6年度の本県における高齢者虐待の相談・通報件数につきましては、家族等の養護者によるものは332件で、前年度と比較して増加しております。種別は多い順に、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待となっており、前年度も同様でございます。

また、施設職員等の養介護施設従事者によるものは40件で、前年度と比較して増加しております。種別は多い順に、身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄となっており、前年度も同様であります。

相談・通報件数が増加した主な要因としては、施設従事者向けの研修等により、社会全体の虐待防止への意識が高まり、早い段階からの相談・通報が行われるようになったことなどが考えられます。

○永山敏郎議員 宮崎県でも全国の傾向と同様に虐待相談が増加しているとのことでした。相談の増加の要因の一つに、虐待防止への意識が高まったとの分析をされております。今まで表に出てこなかった虐待事案が表面化してきたとも考えられます。相談を受け、実際に虐待と判断された件数についても、養介護施設従事者等による虐待については13件、養護者による虐待

については137件と、こちらも前年度より増加しているようであります。

そのような中、県は1月30日に、宮崎県高齢者虐待防止連絡会議及び宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議を開催したとのことです。

それでは、この宮崎県高齢者虐待防止連絡会議の概要について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者虐待防止連絡会議は、高齢者の虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関との連携等を図ることを目的に設置しております。

本会議には、県及び市町村をはじめ、弁護士会や社会福祉士会、医療・介護関係団体、警察、社会福祉協議会など、高齢者に関わる多くの機関が参画し、虐待の発生状況や対応事例の共有、課題の整理、防止策の検討を行っております。

○永山敏郎議員 昨年度も同様の会議が開催されておまして、会議で出た主な意見などについても、県のホームページのほうで公表されておりました。弁護士、社会福祉士等の専門職をはじめ、様々な団体や機関が参加していることですので、いろんな視点からの意見が出ています。令和7年度分の概要につきましても、現在取りまとめ中かと思いますが、早めの公表をお願いいたします。

昨年度の会議の意見ではありますが、研修の在り方や県の広報活動に関する要望などもあったようです。

それでは、高齢者の虐待防止に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、高齢者虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携強化など、総合的な対

策を推進しております。

未然防止の取組としては、県社会福祉協議会への委託により、高齢者権利擁護支援センターを設置し、市町村や地域包括支援センター等への相談支援や、介護職員等の資質向上のための研修などを実施しております。

また、困難事例については、弁護士と社会福祉士で構成する専門職チームの派遣や助言等を行うなど、市町村における対応を支援しております。

今後も関係機関と緊密に連携し、高齢者の権利が守られ、安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 高齢者虐待の発見、相談の最前線は、市町村や地域包括支援センターとなります。虐待相談件数等の市町村別の取りまとめについては公表されておりませんが、市町村のマンパワーの違いで対応に差があってははいけませんので、引き続き市町村への支援をお願いいたします。

先ほど、高齢者虐待の種別において、経済的虐待の説明がありました。高齢者の経済的虐待とは、例えば家族が高齢者の年金を自らの生活費に使ってしまったたり、認知症等で判断能力が低下した高齢者の預貯金等を使い込むなどのケースが考えられます。

対策の一つに成年後見制度があります。成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るために、成年後見人等が本人に代わって財産を管理したり、福祉サービスの契約を締結することによって、本人を支援する制度であります。

判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型に分かれており、利用に当たっては、後

見等の開始の審判を家庭裁判所に申し立て、裁判所が後見人等を選任する流れになります。本人や親族による後見の申立てが困難な場合は、市町村長が代わりに申立てを行うこともできる、そのような制度になっております。

それでは、本県における成年後見制度の利用者数及び市町村長申立て件数について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 宮崎家庭裁判所の取りまとめによりますと、本県における成年後見制度の利用者数は、令和6年は2,891人で、前年と比べて57人増加しております。

また、本人や親族による申立てが困難な場合に行う市町村長申立て件数については、令和6年は177件で、前年と比べて15件増加しております。

○永山敏郎議員 成年後見制度の後見人等については、裁判所が選任することとなります。利用者数が増加するという事は、それだけ後見人等も必要となってきます。昨今は、弁護士や司法書士、社会福祉士等専門職が後見人等に選任されるケースが多いようですが、専門職も対応には限界があり、担い手の確保が重要です。

そこで、本県における成年後見人の選任状況及び担い手の確保に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の成年後見人の選任状況は、約7割が弁護士や社会福祉士等の専門職、約2割が市町村社会福祉協議会等の法人、約1割が親族となっており、親族以外の第三者後見人の占める割合が高い傾向にあります。

一方で、専門職は都市部に集中しており、中山間地域や小規模の自治体では、担い手の確保が難しいことなどが課題となっております。

このため県では、専門職以外の県民や法人を成年後見人として育成するための研修や、社会福祉法人等による法人後見の立ち上げ支援などに取り組み、地域における担い手の確保に取り組んでおります。

○永山敏郎議員 専門職の限界、また地域偏在を解消するためには、今後ますます市民後見人、また法人後見が重要な役割を担うと考えます。

さて、国では、成年後見制度の見直しについて議論されているようです。成年後見制度の見直しに係る国の検討状況及び県の認識について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国においては、成年後見制度の民法改正要綱案が取りまとめられ、判断能力に応じた3類型について、補助に一本化することや、必要がなくなれば終了できる柔軟な仕組みに見直すことが示されております。

また、成年後見制度の利用促進を担う各市町村の中核機関の機能強化や担い手確保などが議論されております。

県といたしましては、高齢化の進展や単独世帯の高齢者の増加等に伴い、成年後見制度に対するニーズの増加、多様化が見込まれる中、これらの見直しにより、制度の利用が促進されることを期待しております。

引き続き、国の動向を注視し、県民への周知や市町村の支援強化に努めてまいります。

○永山敏郎議員 先ほど触れました、後見、保佐、補助の3つの類型を一本化すること、また、必要がなくなれば終了できる仕組みの見直しということでもあります。また、それ以外にも、成年後見人等の解任、交代についても検討されているようでもあります。柔軟な制度となり

利用者が増えれば、ますます担い手の確保、それから、相談の直接の窓口となる市町村の役割が重要になってまいります。

それでは、成年後見制度の利用促進に向けた市町村の体制整備の状況及び県の支援内容について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 現在、県内全ての市町村において中核機関が設置され、相談対応や申立て支援が行われておりますが、人員体制や、関係機関との連携体制の構築において、課題も見られるところであります。

このため県では、市町村や中核機関の職員を対象とした研修や、弁護士会や社会福祉士会等を集めた連絡会議の開催に加え、制度の普及啓発や担い手確保に取り組む市町村へ補助を行っております。

引き続き、県内どの地域においても制度が利用できるよう、市町村の体制強化を進め、当事者の権利擁護の取組を促進してまいります。

○永山敏郎議員 答弁にありました中核機関は、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるように、地域で支えていく体制を構築するための地域間の連携ネットワークの核となる機関であります。市町村によっては、専門職と定期的な会議をしたり、いろいろ相談している、そのようなネットワークなんかも構築されている状況です。

県内では、今のところ、全市町村で設置されているということですが、中を見てみますと、自治体が直営で設置しているケース、あるいは広域で複数の自治体が委託を行っているケースなど、地域実情で形態が異なっております。恐らく活動の内容も中核機関ごとで差があると考えられます。県としましても、引き続き市町村としっかり連携し、成年後見制度の利用

促進、後見人等の育成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

続いて、ギャンブル等依存症について質問いたします。

昨年9月27日、ギャンブル依存症の家族で構成する全国組織の家族会、「全国ギャンブル依存症家族の会 宮崎」が発足し、記念講演が開催されました。

私も参加させていただきましたが、多くの参加者で、大変関心の高さがうかがえたところがあります。同日、講演終了後に相談会等も計画されておりましたので、当事者やその御家族の参加も多かったのかと推察いたします。

ギャンブル等依存症は、本人だけではなく家族を巻き込むことも多く、また、誰もがなる可能性がある、社会全体で取り組んでいかなければならない問題です。

では初めに、本県におけるギャンブル等依存症の患者数及び相談件数について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 令和5年度の国の調査結果を本県の人口に当てはめると、競馬やパチンコなどのギャンブル等依存が疑われる状態にあった方は約1万1,700人と推計されます。

また、国の医療機関受診者数のデータによりますと、令和4年度に県内の精神科医療機関を受診したギャンブル等依存症の外来患者数は60人とどまっております。

相談件数につきましては、令和6年度、相談拠点である県精神保健福祉センターに寄せられた様々な依存症に係る相談203件のうち、ギャンブル等依存症に関するものは90件となっております。

○永山敏郎議員 推計が1万人超えというふう

な状況であります。実際に治療に至っている方、また相談件数はそれぞれ数十件という形で、大きな開きが見られております。本来治療等が必要な方に、必要な支援が届いていない現状がうかがえます。

それでは、現在、当事者や家族に対してどのような支援を行っているか、また今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、令和6年3月に策定した宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、予防・啓発から回復支援まで、各段階に応じた総合的な対策に取り組んでおります。

当事者や家族への支援につきましては、精神保健福祉センターにおいて、医師や専門相談員による相談支援のほか、依存症に関する正しい知識や接し方を学ぶための家族教室や、心理療法等の支援プログラムなどを、自助グループとも連携しながら実施しております。

また、昨年9月、新たに「全国ギャンブル依存症家族の会 宮崎」が発足しましたので、こうした団体と密接な連携を図り、官民一体となった切れ目のない支援に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 今答弁にもありました「全国ギャンブル依存症家族の会 宮崎」では、定期的に会合を行ってございまして、先日3月1日にも家族会が開催されたようであります。

全国組織でありますので、依存症対策に関する様々なノウハウもありますし、立ち上げや運営に関しては、愛知県や岐阜県の家族の会の方からも応援をいただいております。私もお話をさせていただきましたが、「宮崎は陸の孤島と言われるけれども、飛行機1本ですぐに来られますから」ということで、大変心強いお話もい

ただいたところでありまして。大変ありがたいこととあります。

今後県内の多くの当事者や御家族に情報が届き、先ほど答弁にもありました、氷山の一角とも言える相談、また治療の件数が増えることを期待いたします。

さて、ギャンブルに関して、昨今はオンラインカジノが問題となっております。

昨年9月にオンラインカジノに関するインターネット広告は禁止となりましたが、これまでも多くの広告を目にした方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

インターネットの検索サイト等を見ますと、右、左とか、バナーのところに何かルーレットの絵が出たりとか、そういったものもあったかなというふうに認識しております。オンラインカジノで検挙された方からは、「違法だと知らなかった」と、そのような声も多く聞かれたようであります。

オンラインカジノは公営ギャンブルと違い、24時間いつでも、どこでも、スマートフォン、またパソコンで手軽にアクセスでき、短時間で賭けを繰り返すことができるため、依存症のリスクも高まります。

そこで、オンラインカジノの全国及び県内の検挙状況と、オンラインカジノが違法であると周知するための県警の取組について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） オンラインカジノでの賭博事犯につきましては、全国では、令和4年に10件59名、令和5年に13件107名、令和6年に62件279名がそれぞれ検挙されております。

県内では、令和6年の検挙はありませんが、令和7年に1件1名を検挙しております。

警察では、オンラインカジノの違法性に関する広報啓発用ポスターを、警察本部や県下警察署、交番等に掲示しているほか、各免許センターの広告つき案内板での掲載、警察官がテレビやラジオ番組に出演しての広報啓発活動も行っております。

県警としては、引き続き、オンラインカジノの違法性を県民に周知する活動を行ってまいります。

○**永山敏郎議員** 本県としましては、検挙数は少ない状況ではありますが、全国的には、件数、また人数ともに増加傾向にあります。周知の活動については、ポスターやテレビ、ラジオを活用しているとのことでもあります。

令和8年度予算の事業で、県警の安心安全アプリ導入事業が提案されております。県民へのリアルタイムな情報発信もできるということで、オンラインカジノの違法性の周知にも活用が期待できるのではないのでしょうか。

さて、オンラインカジノについては、スマートフォンさえあれば子供でも簡単にアクセスが可能です。ゲームの延長の感覚で違法性の意識のないまま利用してしまうことも考えられます。

そこで、学校におけるオンラインカジノ等の対策について、教育長に伺います。

○**教育長（吉村達也君）** オンラインカジノは、誰でも容易に利用できる状況にあることから、児童生徒が犯罪として自覚がないまま利用してしまうことが懸念されます。

このため教育委員会では、ギャンブル等依存症対策基本法が改正されたことも踏まえ、オンラインカジノの違法性について、各学校へ周知を図っております。

また、各学校では、情報モラル教育の中で、

オンラインカジノを含むインターネット上の危険性を理解させ、興味本位で安易に利用することがないように指導に努めているところであり、引き続き、保護者にも十分な周知を行い、未然防止に取り組んでまいります。

○**永山敏郎議員** 先ほど、野崎議員もスマートフォン等の子供の利用について触れられたところでもありますけれども、インターネットの危険性の周知の取組は、オンラインカジノに限らず実施いただいているようでもあります。

また、県警のほうでポスターによる広報も行っているということでしたので、学校にも同様のポスターを配置するだとか、連携の取組も期待できるかなと考えております。

オンラインカジノの利用からお金がなくなって、家族や他人のお金に手をつける、あるいは闇バイトに手を出し、犯罪に巻き込まれるなどの最悪な流れも考えられます。依存症や犯罪の防止のため、引き続き、学校や家庭、社会全体で啓発に取り組んでまいりましょう。

最後の質問項目です。警察犬について伺います。

警察協会が作成する2026年の警察カレンダーを拝見する機会がありましたが、警察犬の写真が何枚か使われておりました。大人気です。この警察カレンダーはホームページでも販売しておりまして、興味のある方は見ていただければと思っております。

人間の約4,000倍から6,000倍とも言える嗅覚を生かして捜査等に従事する警察犬であります。警察犬の役割、また、県内の警察犬の登録及び活動状況について、警察本部長に伺います。

○**警察本部長（高井良浩君）** 警察犬は主に、行方不明者の捜索や、遺留品のにおいによる追

跡といった犯罪捜査などの任務に従事しています。

警察犬には、警察が直接飼育・管理する直轄警察犬制度と、民間の方が飼育訓練した犬を審査して警察が囑託する囑託警察犬制度の2種類がございますが、本県では囑託警察犬制度を運用しており、現時点における囑託警察犬は44頭であります。

活動状況について申し上げますと、令和7年は96件の出動がありまして、その内容は、行方不明者の捜索が92件、犯罪捜査が4件でありました。

○永山敏郎議員 現時点の登録のほうは44頭というふうな形で、囑託警察犬は一定数の確保はできていると認識いたします。行方不明者の捜索にも多く出動しておりまして、一刻も早く行方を捜してほしい御家族等には大変心強いことと思っております。

また、宮崎では囑託警察犬制度を導入しているとのことでありましたが、九州管内、また全国的に見てみますと、直轄警察犬と囑託警察犬を併用している県も多いようであります。

続いて、本県における囑託警察犬の指導士の現状及び課題について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 囑託指導士には、囑託警察犬の訓練育成のほか、昼夜を問わず警察犬と同行して出動するなど、迅速に対応していただいています。

囑託指導士の囑託期間は1年としておりまして、令和8年度当初には28名の方に囑託させていただく予定であります。

囑託指導士の平均年齢は現在50.8歳で、5年前と比較すると約2歳の上昇が認められますが、若い世代の参入もあり、指導士全体の約4

割が40歳未満の方となっております。

課題としては、行方不明者捜索など出動要請件数の増加に伴いまして、囑託指導士の負担増が懸念されるというところがございます。

警察では、囑託警察犬制度の維持に欠かせない民間警察犬訓練所と連携し、安定的な囑託警察犬制度の運用に努めてまいります。

○永山敏郎議員 本県の警察犬の活動につきましては、囑託指導士の皆さんや民間警察犬訓練所に支えられているというふうな状況であります。先ほどありましてとおり、昼夜間わすの対応等、本当に頭が下がります。ありがとうございます。

囑託指導士の負担増の課題認識も示されました。囑託警察犬制度の継続については、将来を見据えて対策が必要と考えております。

本県では来年、国スポ・障スポを開催予定であります。警備計画等はこれからというふうな話を聞いておりますが、例えばテロ対策、爆発物の検査をする犬、爆発物探知犬——爆捜犬とも呼ばれているようでありますけれども——を用意する場合は、本県では対応できず、よそからの協力が必要と、そのようにも伺っております。

直轄警察犬の導入には、場所の確保、また人材の育成、導入、そして毎年毎年の運営に関して費用がかかってまいりますけれども、他県の導入事例等も参考にしながら、直轄警察犬の導入等についても検討いただければと考えております。

警察犬は県民の安全・安心を陰で支える存在であり、その体制の持続可能性をどう確保していくかが重要な課題と考えております。

以上で今回の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○日高陽一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。自由民主党、内田理佐です。本日は桃の節句です。今日は母に借りまして、日本が誇る真珠を身に着けてまいりました。豚に真珠ではありません。いろいろな価値は分かっております。副議長のピンク色のワイシャツに負けないように、白い純粋な心で質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、高市政権についてです。

先日来県された高市早苗総裁は、「責任ある積極財政」への転換を掲げ、食料、エネルギー、医療、防災といった分野への国家としての戦略的投資の必要性を強調されました。

また、「47都道府県全てが安全に暮らし、必要な医療や福祉、質の高い教育、そして働く場が確保される日本をつくる」と述べ、地方の力を生かした成長の重要性を示されました。

具体例として、宮崎県のピーマンやブドウ、畜産を挙げ、日本の食料安全保障において宮崎県がトップランナーとして役割を果たしてほしいと語られました。

さらに、スマート農業やフードテックを成長戦略分野と位置づけ、宮崎県がそのクラスターとなることへの期待も示されました。

私が特に印象に残ったのは、延岡市が発祥の地とおっしゃって、旭化成について言及された

点です。

半導体や蓄電池など日本の経済安全保障を支える分野に加え、健康医療・ヘルスケア分野でも活躍する企業があることを評価され、「宮崎県には成長の種が数多くある。だから諦めてはいけない」と述べられました。

さらに、学術研究機関や民間研究所に眠る日本独自の技術を、製品やサービスとして実用化し、産業基盤へと育てていくことが重要であるとも訴えられました。河野知事も、総裁の御発言をお聞きになったものと思います。

そこで、高市総裁が示された「責任ある積極財政」や「地方の力を生かした日本の成長」という考え方について、知事はどのように受け止められたのか、率直な御感想をお伺いします。

また、その考え方を踏まえると、今後の宮崎県政がどの方向を目指すのかがこれまで以上に重要になると考えられます。

知事は、今回の出馬表明により、改めて県政運営の責任を担う立場に立たれました。

そこで、これまでの県政運営の実績と、知事が掲げてこられた政治理念を踏まえ、今後の宮崎県政をどのような基本方針の下で進めていくお考えでしょうか。国の政策転換の動きを踏まえ、本県の強みをどのように生かし、どの分野に重点を置いて取り組むのか、知事が描くこれからの宮崎県の姿と併せて、5期目を見据えた県政運営の基本方針と、その思いについてお伺いします。

次に、消費税減税についてです。

現在、国において、物価高対策として食料品に係る消費税の減税や軽減措置が議論されています。県内の外食産業からは、「外食が対象外となれば価格競争上、不利になる」「レジ改修や事務負担が増える」「時限措置では混乱と経

済負担が二重に生じる」といった懸念の声が寄せられております。外食産業や飲食関連事業者にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

そこで、国で議論されている食料品に係る消費税減税が実施された場合、外食産業をはじめとする県内事業者への影響が及ぶことも懸念されますが、現場に過度な負担や混乱が生じないよう、国に対してどのように対応していくお考えか、知事の見解を伺います。

次に、広報の可能性についてです。

来年度の主な事業には、「みやざき商店街魅力発信人材育成事業」や「企業魅力発掘学生レポーター事業」など、SNSを活用した情報発信の取組が並んでいます。

県の公式SNSアカウントは、フェイスブックが40、Xが24、インスタグラムが39など多数あり、フォロワー数も増加しています。国スポ・障スポの公式インスタグラムのフォロワー数は5,000人を超え、職員向けのSNS研修も毎年実施されているそうです。

こうした取組を踏まえ、私は視点を少し変え、県が多額の予算を投じる前に、県職員一人一人が応援団になるという考え方も重要ではないかと考えます。

例えば、職員が個人アカウントで県の公式SNSをフォローし、「いいね」やリポストを行うだけでも、情報の拡散力は大きく高まります。実際、県広報のXがリポストした「ひなたフェス2026」は、日向坂46が宮崎で開催する大型イベントであり、リポストにより、何万回、何百万人規模で情報が拡散されました。リポストを押すだけで、情報の到達数が大きく変わります。技術も必要なく、お金もかからない、費用対効果の高い広報手法だと思います。

総務省の調査によれば、SNSは10代から60

代まで幅広い世代に利用され、60代でLINEの利用率が90%を超えています。

約3,800人の県職員がそれぞれの専門分野で発信者にならなくても、応援者として県の情報発信を支える、例えば「いいね」を押したりシェアするだけで、県全体の発信力は大きく向上します。

炎上リスク等から、強制的な取組は難しい面もありますが、義務やノルマではなく、みんなで宮崎を応援しようという機運づくりが重要だと考えます。

そこで、県として、職員一人一人が県の情報発信を応援する全職員参加型のSNS広報という考え方について、機運醸成を図っていくお考えはありますか、知事の御所見をお伺いします。

次に、皇室の宮崎県訪問についてです。

先日、宮崎県北9市町村の行政、議会、経済団体の代表27名から、国スポ・障スポが開催される際、天皇皇后両陛下や皇族の皆様には県北地域を訪問いただく、例えば行幸啓及びお成りなど、宮内庁に推薦していただくよう、知事、議長の方へ要望書の提出が行われました。

要望書では、県北地域には天皇家にゆかりのある名所や旧跡が数多く残り、また、開会式が県西地域の都城市で行われることから、県全体の盛り上がりを醸成するためにも、県北地域を訪問先として推薦するよう求められています。

これまで西臼杵選出の佐藤県議、そして私も何度も提案してまいりましたが、今回の要望を受け、県としてどのように受け止め、今後どのようなスケジュールで対応していかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、神楽についてです。

先日、高鍋神楽と諸塚神楽の2件が、新たに

国の重要無形民俗文化財に指定予定と発表され、これで、本県では国指定が6件となります。

一方、県内には、指定・未指定を含め数多くの神楽が伝承され、守り継がれてきましたが、担い手の高齢化や人口減少により、継承が困難になりつつある地域もあります。

昨年、知事に、北浦町三川内の大井神楽を御覧いただきました。ここは、神楽のおかげで若者が戻ってきている地域です。また、延岡・日向地域には、系統の異なる多様な神楽が伝承されており、その貴重さは他地域に類を見ないとも言われています。

このような神楽を保存・継承し、観光などにもつなげていくためには、国や県の指定制度の活用が重要だと考えます。

私は昨年、文化庁に行き話を伺いましたが、文化財指定には、地域の熱意や盛り上がりが必要であるとのことでした。

一方で、国指定は、県からの申請によるものではなく、国の調査と審議により決定される制度であり、その熱意をどのように届けるのか疑問も感じました。

なお、県指定は、市町村からの申請による仕組みと伺っています。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録で盛り上がる宮崎県ですが、県内に数多く残る神楽のうち、今後、国や県の指定が期待されているものについて、新たな指定に向けた取組や、県内の神楽全体の支援について、教育長のお考えを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、高市政権が掲げる考え方の受け止めについてであります。

高市政権は、強い経済の実現に向けて、戦略的な危機管理投資・成長投資を官民連携で促進する方針を掲げております。未来への投資不足の流れを断ち切り、財政規律に十分配慮した上で、必要な財政出動を行う「責任ある積極財政」を政策の本丸に据えておられます。

この先、人口規模が縮小しても経済の持続的な発展を成し遂げるため、国や地方に今必要なのは、次なる成長を切り開くための投資であると考えております。

高市政権の考え方は、置県150年を見据え、人や物、投資を呼び込む未来みやぎ成長基金の設置など、私自身が本県の来年度当初予算案に込めた思いとも共通するものと受け止めております。

また、地方が持つ伸び代を生かしながら、産業クラスターの形成や地場産業の成長を図ることで、地方から日本を成長軌道に押し上げていく地域未来戦略についても、大いに共感するところであります。食やスポーツ、伝統文化など、多様な地域資源を有する本県の知事として、積極的に推進していく必要があると考えております。

可能な限り早期の成立を目指すとされている新年度予算の審議状況も見守りつつ、私としましては、今後とも、国と緊密に連携しながら、県内経済のさらなる活性化と未来の成長に向けた取組を進めてまいります。

次に、5期目を見据えた県政運営の基本方針と私の思いについてであります。

私は、現場主義や対話と協働による政治姿勢の下、安心と希望ある宮崎の未来を切り開いていくことを県政運営の基本方針に掲げておりま

す。

こうした中、御指摘のとおり、高市政権は「責任ある積極財政」を掲げ、AI、半導体やフードテック、防災、国土強靱化といった分野への成長投資等により、強い日本経済の実現を目指す大きな政策転換を進めておられます。

私としては、この国の動きと本県の取組を連動させながら、確かな成長に結びつけることが重要であると考えております。

次期県政への御負託をいただくことができれば、国の政策転換も追い風としながら、新たに3つの挑戦を通じて、宮崎をさらに高いステージへと押し上げていく覚悟であります。

まず1点目は、本県の稼ぐ力を伸ばし、県民所得を力強く引き上げます。

デジタル化や地球温暖化といった時代の潮流を産業変革の契機と捉え、温暖化に対応した農林水産業の振興とともに、製造業の分野での脱炭素化、DX化への支援拡充、先端企業の誘致促進や技術の高度化支援、スポーツの成長産業化など、県内経済を牽引する成長を後押しし、県民所得の着実な底上げを図ってまいります。

次に、2点目として、誰もが安心と希望を持てる暮らしをつくります。

例えば、人口減少が進む中山間地域において、交通・物流や医療・介護といった生活機能を維持する仕組みを構築しつつ、地域資源を生かした地場産業を支援するなど、将来への不安を払拭し、安心して住み続けられる宮崎を築いてまいります。

そして、こうした成長、安心を支える3点目として、社会基盤のレベルアップを強力に推し進めます。

激甚化する災害から命を守る県土強靱化を加速させるとともに、産業・物流の動脈となる高

速道路ネットワークの整備など、本県の未来を支える基盤づくりを重点的かつ計画的に進展させてまいります。

現在、不透明さを増す国際情勢、さらに物価高や少子高齢化、頻発する自然災害など、困難な課題は山積しておりますが、私としては、国や市町村、関係機関とも一体となって、本県が持つ成長の種を一つ一つ着実に形にしながら、県政のさらなる発展に全力で取り組んでまいります。

次に、食料品に係る消費税減税についてであります。

食料品の消費税減税につきましては、高市総理は去る2月20日の施政方針演説におきまして、現在、軽減税率が適用されている飲食料品について、給付つき税額控除の制度導入までの間、2年間に限り消費税率をゼロとすることにつき、スケジュールや財源の在り方など、その実現に向けた諸課題に関する検討を加速していくと発言され、26日には第1回目の社会保障国民会議が開催されたところではあります。それ以上の詳細はまだ何も示されていない状況にあります。

現在、県におきましては、飲食店や飲食関連事業者に対して、商工会等を通じた経営支援や新事業展開のための補助等を実施しているところであります。

消費税減税に係る国の議論を注視しつつ、不安を感じておられる事業者の皆様の声にも耳を傾けながら、ぜひとも丁寧な議論を進めていただきたいと考えておりますし、必要に応じて影響を受ける事業者への支援などについて国に要望するなど、必要な取組を進めてまいります。

次に、職員による県の情報発信の機運醸成についてであります。

情報の伝達手段が多様化する中、国内外の方々に本県に対する理解や関心を深めていただくためには、SNSを活用した情報発信が大変重要であると考えております。

現在、WBCを前に本県で合宿を行っておられるチェコ共和国のチームは、SNSで宮崎の魅力の発信もしていただいている。それがいろんな話題として取り上げられている。その様子も今実感しているところであります。

県では、各所属が運用する公式アカウントにおいて、多くの分野の情報を様々な角度から分かりやすく発信しており、私も知事として、表現などの工夫を行いながら、本県の魅力や県政の情報などを積極的にPRしているところであります。

また、庁内において、SNSでの閲覧数の増加につながる効果的な発信や、魅力的なコンテンツ作成の手法等を学べる研修を開催するなど、職員が広報パーソンとなるためのスキルの向上を図っております。

議員が御指摘のように、全職員一人一人が応援団となっていく、そして情報拡散していく、大変重要な視点だと考えております。

私も、県職員一人一人が様々な持ち味であったり強みであったり、いろんな人脈を持っているのではないかと、それを最大限に活用してほしいということを常々申しているところであります。今後とも、研修の充実などを通じて、SNS等による発信力の向上を図るとともに、職員一人一人が本県の魅力を再認識し、それぞれが広報の発信者であるという当事者意識の醸成につながるよう努めてまいります。

最後に、県北9市町村からの「宮崎県北地域への行幸啓並びにお成りについて」の要望についてであります。

国スポ・障スポでは、天皇皇后両陛下をはじめ皇室の方々が、競技御覧に合わせて、地方事情を御視察されております。

昨年の滋賀国スポ・障スポでは、延べ12の方が県内各地を御訪問されており、競技御覧のほか、県立盲学校や福祉事業所、県立陶芸の森などを御視察されております。

私としましては、宮崎国スポ・障スポにおいても、天皇皇后両陛下をはじめ、多くの皇室の方々に御来県いただき、県内各地を御視察いただくとともに、県民との御交流を深めていただきたいと考えております。

このため、令和8年4月1日付で、総合政策部に行幸啓室を設置し、大会期間中における皇室の方々の御来県に向け、宮内庁や警察、市町村等関係機関との調整などの受入れ準備を行ってまいります。

今後、大会に伴う御日程等も踏まえながら、御覧になれる競技や御視察先について宮内庁に提案するとともに、万全の態勢でお迎えできるよう準備を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。神楽の文化財指定や支援についてであります。

本県の神楽は、3月末には、国指定文化財が6件、県指定が4件、市・町指定が18件となる見込みであり、複数の神楽で1件と指定されているものもあるため、県内200神楽の約6割が指定文化財となります。

国指定は、国が候補を選び決定することから、県は、学術調査に基づき、200ある神楽それぞれの特色等について、随時情報提供を行っております。

また、県指定は、市町村指定文化財を市町村

の申請に基づき決定することから、本県神楽の保存・継承、認知度向上に向け、市町村の前向きな検討を促しております。

なお、指定に関する業務に加え、県では、担い手不足などの課題解決に向け、現在、県内組織の設立を進めているほか、神楽の魅力発信や用具購入の支援も継続的に実施しております。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 様々に御答弁いただき、ありがとうございます。特に、今後の宮崎県政について、本当に熱く、心から御答弁いただいているなと思いました。

知事に対する県民の期待ということでは、経済成長、あと県民の所得アップじゃないかなと私はすごく感じております。

知事が現場主義に徹するということと、3つの柱として、稼ぐ力、それと誰もが暮らしやすい宮崎、社会基盤のレベルアップというような御答弁がありました。それを踏まえて、さらに県民の所得をアップさせるため、私はものづくり産業にもっともっと力を入れていただきたいなと思っております。

第2次産業は雇用の受皿でもありますし、ものづくりはとても夢がある分野だと思っております。第1次、第2次、第3次産業を含め、全体の付加価値を高め、またそれによって、インフラ整備、災害対策にもつながってくると思えますし、教育のレベルアップだったり人材確保にも期待ができます。交付金に頼っている宮崎県ですので、稼ぐ力を県内に増やすことが最大の税収対策になると考えております。

宮崎県は企業の数が少ないというのが課題じゃないかなと思っております。法人県民税、個人県民税を増やして、長期発展を目指せばと思います。ですから、第2次産業、ものづくり

産業に力を入れていただけるように、これまで以上に政策に、もっと言えばマニフェストのほうにもぜひとも含めていただけるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、先日行われた延岡市と県議との意見交換会での要望より、国スポ・障スポと医師確保についてお伺ひします。

まず、国スポ・障スポについてです。

今回の議案では、競技別リハーサル大会の運営費を補助率2分の1以内で支援し、市町村の財政負担軽減を図る事業が提案されています。新たな支援策が講じられることは評価いたします。

しかし、物価高騰や人件費、バス借り上げ料の上昇などもあり、補助率2分の1では実質的な負担軽減としては十分とは言えません。

また、開・閉会式や表彰、仮設スタンド、シャトルバス、機運醸成やおもてなし経費などが補助対象外となっており、市町村の持ち出しが大きいのが実情です。国スポ・障スポは県全体で取り組む大会ですので、より手厚い支援が必要だと考えます。

そこで、リハーサル大会運営に対する支援の充実について、宮崎国スポ・障スポ局長の御所見をお伺ひします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 当初予算案に計上しておりますリハーサル大会の運営補助事業につきましては、これまでの開催県の制度を基に、近年の物価上昇や工事費高騰等による実勢価格も勘案するなど、会場地市町の要望も十分踏まえながら構築したところであります。

また、別の事業におきまして、関連イベントの開催や、観戦、振る舞い等によるおもてなしを補助対象とするなど、機運醸成とともに市町

村における取組を支援することとしております。

さらに県では、会場地市町や関係競技団体等とともに、適切な会場運営の在り方等について検討を行うなど、経費節減にも取り組んでおり、今後とも、市町としっかりと連携しながら、円滑な大会運営のための準備を着実に進めてまいります。

○内田理佐議員 本番の大会では、市町村の財政状況をしっかりと御考慮いただきながら、さらなる制度拡充を検討いただけるように要望いたします。

次に、アスリートタウン延岡アリーナへの大型ビジョン設置についてです。

このアリーナは、国スポ・障スポ後も、全国大会やプロ・実業団合宿、コンサート等への多目的活用が想定されています。

ここで、体育館とアリーナの違いを確認します。一般に、体育館は競技を行う施設であるのに対し、アリーナは、演出や情報提供を含めた見るスポーツを前提とし、大型ビジョンや音響・照明設備を備えた観客対応型施設とされています。

先進事例として、長崎県の長崎スタジアムシティでは、大型ビジョンを備えたアリーナ機能により、プロスポーツや音楽イベントを開催し、交流人口の増加とにぎわい創出につながっています。

また、佐賀県のSAGAアリーナでも、大型ビジョンを活用した演出により、Bリーグ公式戦や全国大会、コンサートを継続的に誘致し、地域活性化の拠点となっています。

私は御縁をいただき、パラ柔道代表合宿の誘致や、バレーボール協会に所属していることにより、SVリーグ等の大会・合宿誘致に取り組

んでおります。

バレーボールのプロ公式戦では、大型ビジョンは、ビデオ判定表示や得点、選手紹介、リプレー映像などを行う標準の設備です。これが整備されていない場合、公式戦開催が難しくなります。監督や選手が他県アリーナと比べ見劣りし、継続的な大会誘致が困難になるおそれがあります。大型ビジョンは、臨場感の向上に加え、広告や地域情報の発信にも活用でき、施設の魅力と収益性を高める設備です。

アスリートタウン延岡アリーナは、日本代表、甲斐優斗選手やお兄さんの甲斐孝太郎選手、女子日本代表だった内瀬戸真美選手、そして新鍋理沙さんの出身地のアリーナでもあります。国スポ・障スポ後を見据え、全国大会やプロスポーツ、音楽イベント等を継続的に誘致するためにも、大型ビジョン設置をぜひお願いいたします。

そこで、商工観光振興やスポーツビジネス推進の観点から、アスリートタウン延岡アリーナへの観覧者向け大型ビジョン設置について、県として検討する考えはないのか、知事の御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私は、国スポ・障スポに向けて整備した施設を最大限活用し、スポーツランドみやざきをさらなる高みへと引き上げ、地域経済に持続的な成長をもたらすスポーツの成長産業化を目指しております。

議員御指摘のとおり、来月、全館供用開始を迎えますアスリートタウン延岡アリーナは、スポーツランドみやざきの新たな拠点でありまして、国スポ・障スポ後も、プロスポーツや大規模大会、さらには文化イベントなど、多目的な利活用による地域活性化の核となる施設であります。

御質問の大型ビジョンの設置につきまして、従前、延岡市とも協議を重ね、国スポ・障スポでは大型ビジョンを必置基準とされていないこと、さらにはプロスポーツチームがないことなどを踏まえて、今、大型ビジョンを設置しないで設計・施工が行われているところですが、今御指摘のとおり、長崎や佐賀の事例を御覧になった地域の皆様から、ぜひ設置をしてほしいというような要望をいただいているということは伺っております。

プロスポーツチームがあるところはそういうビジョンを設置していたり、地域によってはチームがお金を出してビジョンを設置しているという事例もあるようであります。

御指摘のとおり、国スポ・障スポ終了後の有効活用の観点から、プロスポーツチームの誘致や大規模イベント等の継続的な開催による費用対効果などを考慮し、民間による設置の可能性なども含め、地元自治体と検討してまいります。

○内田理佐議員 終了後の計画をしっかりと示してくださいというようなアドバイスなどもあります。

国スポ・障スポで、陸上競技場、プール、そして体育館のほうでも、絶対にこのビジョンが必要だという競技はあるのかということをお伺いしましたら、陸上競技場では仮設のビジョンでも可能かもしれないけれども、絶対に要るんだという競技はないように感じました。

プールにおいては規格にビジョンがある。であれば、私は公平性を保っていただきたいし、体育館も国スポでは要らないんだよというようなお話があるんですけども、陸上競技場のほうでビジョンが使われた競技を観戦させていただいたときは盛り上がりを感じまして、やっぱ

りこの盛り上がりは体育館にも欲しいなとも感じました。

タイミングでいえば、今から設置するのは難しいと思うんですが、選手の皆さんは、1回利用したら、戻った後に、ロコミで、あの競技場はよかったよ、あの体育館はよかったよというような話をされるということも聞いております。

例えば延岡でいえば、ヤマハ発動機、静岡ブルーレヴズのラグビーの合宿が今8年、9年と続いております。なぜこれだけ続いているかといいますと、最初に合宿に来ていただいた際、子供向けの教室を開いていただいたときに、一流の芝がある、環境がいい、スポーツのできる環境が整っているというようなことがあり、今に続いております。

ですから、最初が肝腎だと思いますし、私達も誘致活動を頑張っていきますので、ぜひとも大型ビジョンの設置について、可能性を広げるためにも何とぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、先ほどの延岡市と県議との意見交換会での要望の中から、最後に医師確保についての質問です。

国においては、地域間の医師偏在の解消を目的として、医師確保に関する施策が示され、本県においても、医師確保計画を策定し、医師数の増加や偏在是正に向けた取組が進められているところです。

しかし、これまでの質問でも取り上げてまいりましたが、延岡市をはじめとする県北地域の医療現場において、医師の高齢化、救急医療を支える輪番制の維持などにおいても、医師の確保に大変な御苦勞をされている実情があります。

特に、少人数の医師によって地域医療が支えられている現状では、長時間労働や当直負担の増加により、医師の疲弊が深刻化しており、将来的な医療体制の維持に大きな不安を抱えています。このような状況は、地域住民の命と健康を守る体制そのものに関わる、極めて重要な課題です。もう何年も続いております。

本県の医師確保計画においても、二次医療圏ごとに医師偏在の状況が示されており、県北地域を含む医師少数区域については、引き続き医師の確保と定着を図る必要があるとされています。

そこで、県北地域における医師不足や医師の高齢化といった実情を踏まえ、取組を進める必要があると考えますが、今後、優先的、重点的に対策を進める区域として、医師確保計画に定める重点医師偏在対策支援区域の設定見直しについて、福祉保健部長へお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 重点医師偏在対策支援区域は、医師偏在指標等も踏まえて国が示す候補区域を参考にしながら、県が地域の实情に応じ、区域内の医師数やアクセスなどを考慮し、地域医療対策協議会や保険者協議会と協議の上で設定することとなっております。

今後、国が示す次期医師確保計画のガイドラインや新たな医師偏在指標、議員御指摘のありました、県北地域の医師の状況をはじめとする各医療圏の実情等も踏まえ、来年度中の設定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○内田理佐議員 全国では、この制度を使い、200件以上の支援が実施されようとしていると厚労省からお話も伺いました。後れを取らないように、よろしく願いいたします。

次に、産科過疎地域の拡大についてです。

これまで私は、県内の産婦人科が減少してい

る背景として、少子化による出生数の減少、医師の過重負担、訴訟リスク、診療報酬制度、医師確保の困難さなど、複合的な要因があることを指摘してまいりました。

その上で、行政が関与した産科のセンター化や、助産師を活用した役割分担の必要性について、問題提起してきたところです。

また、正常分娩は助産所や助産師外来、異常分娩は医療機関が担うという機能分担を進めることで、産科医の負担軽減と周産期医療体制の維持につながるのではないかとこの観点から、助産所整備や助産師育成についても質問してきました。

昨年、九州医療科学大学学長と意見交換した際にも、分娩の約7割を正常分娩、約3割を異常分娩と役割分担することで、地域格差は縮小できると示唆いただいております。

さらに、前回の質問により、県内で分娩を扱う医療機関は25施設にとどまり、6市町に集中している一方、助産所43施設のうち分娩対応が3施設のみであることが明らかになりました。

そこで、昨日も代表質問で取り上げられていましたが、日本一生き育てやすい県を掲げる本県として、産科過疎地域の拡大をどのように受け止めているのか、あわせて、県北地域の産科医療体制について、市町村や医師会と連携した実態把握を行い、産科医師の確保と分娩体制の維持に向け、今後どのような対策を講じていくのか、福祉保健部長の御所見をお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 議員御指摘のとおり、分娩取扱施設が減少する中、安心して生き育てる環境づくりは大変重要と認識しております。

将来にわたって、安心して地域でお産ができる体制を確立するには、医師の確保はもとよ

り、助産所と医療機関や医療機関相互の役割分担など、地域の関係者が主体的に議論していくことが必要であると考えております。

このため県では、今後、県周産期医療協議会に、地域の産科医療機関や市町村、関係団体等で構成する地域部会を設置すること等により、課題解決に取り組むこととしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携し、安心して生み育てられる体制づくりを支援してまいります。

○内田理佐議員 今後も進捗を追って見ていきますので、よろしく願いいたします。

次に、感染症についてです。

報道等により、宮崎県のインフルエンザ感染者数が全国平均より高く、全国最多水準との指摘もあります。近年は、例年より早く警報レベルに達し、患者数も過去最多となるなど、感染拡大の規模と速度が懸念されています。

このような状況を踏まえ、本県における感染者数の推移について、国の感染症研究所が発表するインフルエンザ疫学情報速報等に基づき、全国との比較を含めた分析は行われているのでしょうか。全国の感染状況と比較して、本県の位置づけをどのように評価しているのか、検証するべきだと考えます。

また、県内の感染の実態について、国の専門的な発表を、県民により分かりやすく伝えることが必要だと思います。

県は、インフルエンザの流行を抑制するための予防対策や体制強化について、今後どのように取り組んでいくのか、本県における発生状況の検証と、流行を抑制するための対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 議員御指摘のとおり、本県における令和7年の1定点医療機

関当たりの患者報告数は、全国の約1.3倍と比較的多い状況にあり、直近の流行状況でも、警報レベルとなる30件を上回る状況が断続的に続いております。

本県は患者数が比較的多い状況にありますので、県では、感染症法に基づき、地域、年代別患者数を把握し、流行の傾向を県民に迅速に情報提供することで、注意喚起を行っているところです。

インフルエンザは、高齢者や基礎疾患のある方にとっては、重症化のリスクを伴う感染症であることから、引き続き、県民への情報提供に努めるとともに、手洗い、せきエチケット等の感染対策の普及啓発を行ってまいります。

○内田理佐議員 次に、営業許可申請についてです。

近年、地域のイベントや祭りなどに出店しようとする飲食店の事業者から、臨時営業許可の基準が厳しく、出店を断念せざるを得ないという声が多数寄せられています。

臨時営業許可は、食品衛生法に基づき、全国共通の枠組みの中で、県が条例等で規定し運用していると理解していますが、保健所によっては、他の地域と比較しても、提供できる食品の種類、設備要件、仕込み場所の制限、提出書類の内容などについて、運用が厳しいとの指摘があります。

イベントの出店は、地域のにぎわい創出、小規模事業者の収入確保、さらには観光振興にもつながる重要な機会です。

一方で、許可基準が過度に厳格である場合、結果として出店者が減り、地域経済の活性化を阻害する要因となりかねません。食の安全確保は当然重要ですが、安全確保と地域振興の両立を図る観点から、臨時営業許可の運用につい

て、柔軟な対応や基準の明確化が必要だと思えます。

そこで、イベント時における臨時営業許可の取得条件を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 臨時営業は、テント等の簡易な施設で行われるため、固定店舗に比べ、衛生面や給排水の確保に制約があります。

このため、許可に当たっては、食中毒の発生を未然に防ぐ観点から、提供品目をうどんや焼き鳥など「提供直前に十分加熱するもの」に限定することで、安全性を確保しております。

許可条件につきましては、ホームページでの広報に加え、初心者の方でも理解しやすいリーフレット等を配布しているほか、保健所において、施設の図面や衛生管理計画の策定をサポートしております。

県としましては、統一的な対応を行うとともに、今後も地域活性化と食の安全が両立できるよう、丁寧な指導と迅速な手続に努めてまいります。

○内田理佐議員 関連で、魚介類販売業の届けについてです。

近年、漁業者や商店街、朝市の主催者などから、朝市において取れたての鮮魚を販売したいが、保健所の許可が下りないという声が寄せられております。特に、イベントや朝市での鮮魚販売について、非常に厳格な運用がなされていると。

そこで、朝市での鮮魚販売は、地元漁業者の収入確保や、新鮮な地場産品を県民に届けるという点で、地域振興の観点からも重要な取組です。一方で、食品衛生上の安全確保が必要であることも理解しております。

本県において、漁師が採取した魚介類を一般

者にその場で販売する際の基準について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 魚介類を販売する際は、原則として食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可が必要となりますが、同法で定められた採取業につきましては、許可や届出は要しない取扱いになっております。

議員御質問の、漁師が自ら漁獲した魚を着岸後に船上で生き締めし、加工せずにその場で消費者に販売する場合は、採取業の範囲内であり、許可や届出は不要であります。

許可や届出の必要性は、状況により個別の判断となりますが、県としましては、今後とも、地域の豊かな水産資源が消費者へ安全に届けられるよう、適切な助言・指導を行ってまいります。

○内田理佐議員 様々なイベント、国スポ・障スポなどもありますので、出店とかお弁当の注文なども増えてくるかなと思います。安全性の確保、統一的な対応をよろしく願いいたします。

次に、沖田圃場整備事業に伴う県道整備についてです。

沖田地区では、県営圃場整備事業が進み、担い手への農地集積や営農環境の改善が図られていることに、地域から感謝の声が寄せられております。

一方で、「圃場整備に比べ、関連する道路整備の進捗が見えにくい」との声もあります。

延岡市では、沖田圃場整備関連道路改良事業についてアンケート調査を実施し、市民の意見把握に取り組んでおられます。本路線は、県道北方土々呂線と小野・片田地区を結ぶ生活道路であり、大型車両の通行や商業施設へのアクセスなど、地域の安全と利便性を支える重要な道

路です。

また、沖田地区は海拔が低く、これまでも大雨時の浸水被害が発生してきました。農地の排水対策は進められているものの、宅地や道路を含めた流域全体の浸水対策については、不安の声が残っています。現在、圃場整備事業と連携して道路改良が進められていますが、県道北方土々呂線の改良は、冠水対策としての効果も期待されています。

そこで、沖田地区の圃場整備事業に関連する、県道八重原延岡線小野工区及び県道北方土々呂線沖田工区における道路整備の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 沖田地区の県道2路線については、圃場整備事業と一体的な整備を行う計画であり、整備手法や用地の取得などの調整を行いながら、令和4年度から事業を進めております。

このうち、県道八重原延岡線の小野工区は、用地に係る協定締結後の昨年12月から、通学路の交通安全対策のための改良工事に着手したところでは、

また、県道北方土々呂線の沖田工区は、圃場整備区域内の道路を沖田川の堤防側に付け替え、かさ上げにより道路の冠水対策も実施する計画としており、現在、排水施設の設計や施工工程の調整を進めているところです。

今後とも、圃場整備事業と連携して、県道の早期整備に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 県の積極的な対応、ありがとうございます。地域住民に対しても、情報提供を今後よろしくお願いいたします。

次に、九州中央自動車道の整備についてです。

先日、宮崎県防衛議員連盟役員と陸上自衛隊

第8師団長——延岡出身の方ですが——と意見交換を行いました。

その中で強く感じたのは、宮崎から熊本方面を結ぶ九州中央自動車道が、単なる交通インフラではなく、命を守る道路であるという認識です。

宮崎県は東西に広く、災害時においては、九州山脈の西側に集中する自衛隊主力部隊から、いかに迅速に部隊や物資を投入できるかが、生死を分ける重要な要素となります。

都城経由よりも中央道ルートが最短であり、主動脈となることと、早期に開通すれば助かる命の数が変わるという現場の認識は、大変重いものだと感じました。

そこで、県は、防災・災害対応の観点からも、重要性を認識しつつ取り組んでいくことが必要だと考えますが、九州中央自動車道の現状と早期整備に向けた取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 九州中央自動車道は、南海トラフ地震などの大規模災害時に、甚大な被害を受ける本県沿岸部に向けて、九州の西側からの救助活動や救援物資の輸送を支える大変重要な道路です。

現在、県内では3区間において、トンネルや橋などの整備が計画的に進められていますが、全線の開通には多額の予算が必要となります。

このため、熊本県や沿線自治体等とともに、災害に強い道路ネットワークの整備をさらに加速させるため、建設促進地方大会を開催したところであり、中央提言においても、整備に必要な予算の確保などを国へ強く訴えたところで、

今後とも、県議会の皆様をはじめ、関係団体と一体となって、大規模災害時に命の道となる

九州中央自動車道の早期整備に向けて、全力で取り組んでまいります。

○内田理佐議員 次に、災害時に備えた自衛隊の役割と宮崎県との連携強化体制についてです。

東日本大震災では、様々な防災関係機関が応急対応を行う中、特に最前線で捜索・救援活動を担ったのは自衛隊であったと伺っております。災害対応については、自衛隊が重要な役割を果たすことを踏まえれば、宮崎県として、自衛隊との連携体制をより強固なものにする必要があると考えます。

そこで、災害時に備えた自衛隊との連携強化に向けて、どのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害が発生し、道路や水道・電気などの社会インフラが寸断される中、迅速な災害対応を行うためには、自衛隊との連携が大変重要であります。

このため県では、例年秋に実施する総合防災訓練をはじめ、年間を通して、自衛隊等と連携しながら様々な危機事象に対応する訓練を実施しているほか、ヘリ運用調整など各種会議における意見交換や、自衛隊主催行事への参加などを通じて、平時から、顔の見える関係づくりに努めております。

自衛隊にはこれまで、一昨年延岡での大雨災害や、昨年宮崎市での林野火災など、災害派遣において大きく貢献していただいております、引き続き、様々な機会を捉えて自衛隊との連携強化を図ってまいります。

○内田理佐議員 次に、大規模災害時の宮崎県の役割についてです。

南海トラフ地震など災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、そのためにも、自衛隊も

含めた関係機関が日頃から連携しておくことが重要であるという認識が、先日の意見交換の中においても示されました。

また、宮崎県は、河野知事が九州地方知事会長を務められており、九州の中でも広域連携の中心的な、いわゆるハブとなる役割を担う可能性が高いと思います。

そこで、九州における大規模災害時に、宮崎県はどのような役割を担うと認識しているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大規模災害が発生したときには、被害の発生した被災県単独での対応が困難になりますことから、九州地方知事会では、九州・山口における災害時応援協定を締結し、広域連携の体制整備を図っております。

南海トラフ地震など、本県に甚大な被害が想定される災害を除き、発災直後には協定に基づいて、会長県であります本県に被災地支援対策本部を設置し、被災県の状況やニーズの把握、先遣隊の派遣や国の現地対策本部等との調整を行うこととなっております。

その後も、災害のフェーズに応じた応援職員の派遣などに迅速かつ広域的に対応することとしており、本県が総合調整の役割を担っているところであります。

今後とも、九州地方知事会長としてリーダーシップを発揮し、九州をはじめとした各県との広域的な連携を深めながら、大規模災害への対応に必要な取組を着実に進めてまいります。

○内田理佐議員 宮崎県が総合調整の役割を担っているということで、大変頼もしく感じました。だからこそ、いざ災害が起きたときに、表現がふさわしくないかもしれませんが、能登の二の舞とならないように、九州中央自動車道の早期整備・完成を、高市総理の言わ

れる強く豊かな日本列島、国交省の方からも、防災・防衛目線で要望していくのは高市政権に刺さるんだというようなお話がありましたが、強く政府に要望していただけるように、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、県指定伝統工芸品の「のぼり猿」についてです。

私は県議になり7年がたちましたが、のぼり猿の質問をずっとしたくて、今がタイミングじゃないかなと思って質問させていただきます。また、北海道出身の青年、澤崎裕太さんの思いも背負い、質問いたします。

この澤崎さんは、偶然訪れた延岡で、のぼり猿の造形美と仕掛けに心を打たれ、そのルーツを求めて日本各地を回り、失われつつある猿のぼり文化の調査を自費で続けてこられました。

その結果、延岡ののぼり猿は、単なる郷土玩具ではなく、江戸初期の俳諧集にも登場するなど、こいのぼり以前の節句文化を象徴する存在であることが明らかになりました。

かつて全国15都県に存在した猿のぼり文化は、現在では14地域で途絶え、生きた伝統として継承されているのが宮崎県延岡市のみです。

そして、のぼり猿は、宮崎県が指定する伝統工芸品でもあり、本県がその価値を公式に認めてきた存在です。昭和には、お年玉記念郵便切手の図案に採用され、改めて全国に知られ、数年前まで宮崎空港にも懸垂幕前に大きなのぼり猿2体が飾られていました。

現在、澤崎さんの企画により、令和10年のさる年に合わせ、東京浅草の老舗人形店において企画展が予定されております。

のぼり猿・猿のぼりは、かつて日本各地で端午の節句に飾られていた、子供の立身出世を願う動く祈りであります。日本の節句文化の原風

景を今に伝える貴重な存在です。

私は昨年、一人で文化庁に行き、のぼり猿の継承について支援を要望してきましたが、これも先ほどと同じように、熱意が必要だというようなお話でした。

そこで、県指定伝統工芸品であるのぼり猿について、令和10年のさる年に向け、県としてどのように情報発信し、PRしていくのか、知事の御所見をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 伝統的工芸品は、地域の自然と暮らしの中で育まれた貴重な財産であります。

県では、その維持・発展を図るため、伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定を行っております。

そのような中で、伝統的工芸品は、需要の低迷や後継者不足など厳しい状況にありますことから、販路拡大や認知度の向上を目的とし、例えば、県総合博物館や商業施設における展示会の開催、また、物産館KONNEでの常設販売などを行っているところであります。また、県外も含めて多くの来訪者がおります知事会議室や副知事会議室でも、交代で伝統工芸品を展示しているところであります。

議員から御紹介のありました、のぼり猿につきましては、県伝統的工芸品として昭和59年3月に指定し、現在、活動中の伝統工芸士は全国で一人であり、継続的に制作・継承されている地域は延岡市のみであることから、大変希少なものと、価値のあるものと考えております。

県としましては、2年後のさる年という好機に向けまして、延岡市などの関係機関と連携しながら、全国ののぼり猿を集めた展示企画や県内外に向けたPR、情報発信を行い、その魅力を広く周知するとともに、地域の宝である伝統

的技法の継承に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕（拍手） 本日も多くの傍聴をいただき感謝いたします。そして、今日は、傍聴者の中に高校の同級生が来てくれています。彼とは同じクラスで、ばかばかりやっていたのですが、彼は陸上部のキャプテン、私はバレーボール部で、部活だけは一生懸命でした。卒業して社会人になって、彼は2回脳梗塞に倒れました。そして現在、高次脳機能障がいがありながらも懸命に頑張っています。今日は家族会の方も来られています。家族会や同級生のために、今日はしっかり頑張らせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

先般、恒例となっている、児湯郡若手議員の方々と福岡県北九州市へ調査研修に行っていました。今回の研修内容は、北九州市が海外の上下水道事業、いわゆる公共事業を受注している取組や、700本以上の撮影実績があるフィルム・コミッション事業の取組、そして、多様な学びの場を提供するオルタナティブ教育を実践している学校を訪問し、調査を行ってきました。

それではまず、北九州市が取り組む、海外の公共事業を請け負う海外水ビジネス事業について概要を説明します。

北九州市では、国際貢献と職員の人材育成、そして企業の産業振興を目的として、約30年前から、カンボジア、ベトナム、インドネシアなどの国々に対して、上下水道整備の技術協力のため、約300人もの職員を派遣し、同時に7,000人を超える技術研修生を受け入れ、相手国との

信頼関係を構築されています。

そして、発展途上国振興のための政府開発援助、いわゆるODAに参画し、大手建設会社が受注した開発事業の受皿となり、相手国の上下水道事業を、北九州市海外水ビジネス推進協議会に加盟する業者に請け負わせ、「稼げるまち」を実現するとともに産業振興を図り、税収増につなげています。2025年3月時点での海外事業請負実績は109件で、約300億円の受注を達成しています。

特にプノンペンにおいて、ポル・ポト時代からの復興支援として北九州市が参入し、それまで20%台であった水道普及率が、僅か10年で90%台まで上昇し、それまでは時間制限があった給水でしたが、24時間利用可能な設備整備を実現しました。この取組はマスコミでも大きく取り上げられ、2024年には、NHKの「新プロジェクトX」において、カンボジアの首都に安全な水を届けた熱き物語として、「プノンペンの奇跡」と題して紹介されております。

北九州市上下水道局広域・海外事業部担当課長は、このようなグローバルな取組は、今後先細りしていく国内の公共事業依存から脱却し、伸び代が多分にある海外公共事業を受注することで、稼げる産業育成はもちろんのこと、市民が国際貢献をしている北九州市の働きを誇りに思うシビックプライドの醸成に寄与していることを教えてくださいました。

いきなり北九州市のような取組を実践することはハードルが高いとは思われますが、それでは、本県は現在、どのような国際貢献、国際協力、また国際交流に取り組まれているのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○商工観光労働部長（児玉浩明君）〔登壇〕 お答えします。

県では、みやぎきグローバルプランに基づき、様々な国際交流及び国際協力事業に取り組んでおります。

まず、国際交流につきましては、若者の海外への関心を高めるため、国際交流員による学校等での国際理解講座の実施のほか、県立高校生を対象にした台湾などへの留学支援、県民と在住外国人との交流イベント等を行っております。

また、国際協力の面では、ブラジルからの県費留学生や、開発途上国からの海外技術研修員の受入れのほか、国際機関であるJICAと連携した海外協力隊の派遣等にも取り組んでおります。

県としましては、今後とも、これらの取組の充実を図り、なお一層、国際交流等の促進に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○函師博規議員 北九州市では、相手国との信頼関係を強固にし、人的・経済的交流、そして、その先に公共事業を受注することも視野に入れた姉妹都市提携を積極的に進めていらっしゃいます。特に、カンボジアの首都であるプノンペン都やベトナムのハイフォン市との姉妹都市提携は、両国における各都市の上下水道事業に参画する推進力となっています。

そこで、本県も人的・経済的交流促進と国際貢献のため、海外自治体との交流提携を積極的に進めるべきと考えますが、現状、台湾との交流はあるようですけれども、その内容とその後展望について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 議員御指摘の海外自治体との交流提携は、相互理解に基

づき、人的・経済的交流を促進する上で重要であると認識しております。

このため、例えば現在、複数の都市と友好交流協定を締結している台湾は、本県と歴史的なつながりも深く、国際交流のパートナーとして大切な地域であり、県では、平成29年に新竹県及び桃園市と、令和6年には台中市と友好交流協定を締結し、学生や訪問団による相互交流等を行っております。

具体的には、毎年、スポーツ少年団との間で野球交流が盛んに行われているほか、県産品のPRや販路拡大に向け、知事によるトップセールスを実施するなど、人的・経済的交流の拡大につながっているところです。

今後とも、市町村や関係団体とも連携しながら、経済分野を含め、様々な分野で海外自治体との相互交流を進めてまいります。

○函師博規議員 台湾との国際交流が盛んであることはよく理解できましたが、次の戦略も着々と練っていただきたいところがございます。

実は、北九州市側から提案がありました。北九州市は、他の自治体と連携して海外進出するブラザー制度を実施しています。一緒に東南アジアのインフラ整備に関わりませんかという提案でした。現に、北九州市海外水ビジネス推進協議会に参画している半数近くは、北九州市以外の事業体です。私は、この提案はとても夢のある内容だなと受け止めました。

そこで、県内の建設関連業者と北九州市からの提案も含め、海外進出に関して情報交換されてみてはと考えますが、これは県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 建設業者は、インフラ整備の担い手や災害時の地域の守り手

として、県民の命と暮らしを守る大変重要な役割を果たしております。

このため県では、建設産業の経営安定や人材の確保・育成等について、関係団体と定期的に意見交換などを行っておりますが、現時点では、海外進出に係る要望や相談、報告は伺っておりません。

また、昨年11月に外国人材確保に関する海外調査を実施し、インドネシアの現地機関と意見交換を行いました。政権交代による公共投資の縮小等により、進出している日本の建設業者に影響が生じていると伺っております。

引き続き、県内建設業者のニーズ把握や関係機関との情報共有に努めてまいります。

○凶師博規議員 海外とのやり取りには、必ずカントリーリスクというものがついて回りますが、これは県産品の輸出に関しても同じことであります。北九州市は、そのカントリーリスクを見事に回避する、もしくは縮小することによって業績を上げておられます。

知事は、かねてから「稼げるまち」や「稼げる産業育成」ということを掲げておられますが、このような北九州市の取組に関して、何か御見解なり御認識があればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） そのような取組がなされているということをもっと把握はしておりませんが、一自治体として、また海外の活力を取り込むということで、一つの方法かなと考えております。

北九州市では、ICTの誘致も含めて、人口も伸びているというようなこともありますし、様々な他の自治体の取組を参考にしながら、さらなる本県の産業振興、それから稼ぐ力を高める努力をしてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今の知事の御意見、私も全く同調でございます。

それでは、次の質問に移ります。フィルム・コミッション事業について伺います。

北九州市では、365日24時間にわたる撮影支援や爆破を含む大規模撮影の実現が話題となり、国内はもとより海外の映画やドラマ関係者から注目を集め、多くの有名作品のロケ地となるとともに、作品上映後のロケ地巡り、いわゆる聖地巡礼による観光客増加に成功されています。主な作品として、「海猿」「ALWAYS 三丁目の夕日」「ウルトラマンゼロ」「仮面ライダービルド」「デスノート」「図書館戦争」「相棒－劇場版－」、そしてタイのテレビドラマである「デビル・ラバー」などなどがあります。

また、研修日当日には、港で爆破シーンがあるので視察されますかということでしたが、時間が許してはくれませんでした。

では、本県のフィルム・コミッションの取組内容と実績について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県や市町村、観光関連団体等で構成する宮崎フィルム・コミッションでは、映画やテレビ番組、CMなどのロケに際し、制作者から寄せられるロケ候補地の問合せへの対応や、撮影のアテンド、エキストラの募集など、ロケを円滑に行うための現地支援に取り組んでおります。

平成18年度の設立以来、1,205件のロケに関する問合せ対応を行い、そのうち、482件のロケ撮影が県内で実施されました。

近年では、みやざき大使の高石あかりさん主演の「ベイビーわるきゅーれ ナイスデイズ」や、同じみやざき大使である東村アキコさん原

作の「かくかくしかじか」など、全国で公開された映画のほか、テレビのバラエティー番組などが県内で撮影されております。

○**図師博規議員** まだまだ伸び代があると思われま。北九州市では、風光明媚な自然環境から市街中心部まで、そして市立図書館や市立美術館、JR小倉駅、門司港、北九州空港、ニッカウキスキー工場、さらには中学校や高校までロケ地として撮影協力されており、同時に1万人を超えるエキストラやボランティア登録があり、道路や施設の使用制限が発生する場合でも、市民の理解と協力を得て、映画の街としての実績を重ねています。

その市民の理解と協力に応え、ヒット作品が制作されることが、北九州市に住んでいることを誇りに思える、いわゆるこれもシビックプライドの醸成につながっているということでありました。

本県も北九州市に勝るとも劣らないロケ地ポテンシャルがあると思いますが、ロケ誘致の今後の展望について、再度、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○**商工観光労働部長（児玉浩明君）** 本県が舞台となった映画では、県庁本館やニシタチなどの公共空間や県立高校がロケ地として活用され、住民や在校生がエキストラとして出演するなど、地域と一体となった作品づくりが行われております。

また、都井岬がロケ地となった、アイドルグループ日向坂46の動画公開後には、多くのファンが聖地として都井岬を訪れるなど、新たな旅行者層の誘客にもつながっているところです。

今後とも、宮崎フィルム・コミッションを中心に、地域の理解を得ながらロケの受入れを行うとともに、若い世代を中心に浸透している推

し活の視点も取り入れながら戦略的にロケ誘致に取り組むことで、観光誘客やシビックプライドの醸成につなげてまいります。

○**図師博規議員** 答弁の中に推し活という言葉も出てくるように、若者の関心事は多岐にわたっております。さらなるロケ地の誘致に期待しております。

それでは、次の質問に移ります。北九州市にある学校法人きのくに子どもの村学園が実践するオルタナティブ教育に関する内容です。

この学校は、元大阪市立大学教授である堀真一郎氏が開校され、現在5つの県に12の小中学校と高等専修学校を運営されています。

実践内容は、国語、算数、理科、社会などの教科指導はなし、宿題もテストもなし、チャイムもなし、先生という肩書もなし、学習計画や行事の立案は、子供と大人の話し合いで決まります。本やドリルの勉強よりも、実際につくったり調べたりする活動が重視され、プロジェクトと呼ばれるテーマごとのクラスに分かれ、どのクラスに入るかは子供が自分で決めることができます。

例えば、木工プロジェクトコースを選んだ場合、学校で使用する本棚や机などを作製したり、屋根の修繕などをしていくのですが、材料の長さや必要な面積、体積を考慮するに当たり、数式を用いることにより算数を学んでいき、のこぎりや金づちを使用する際に技術を習得し、木工品の耐久性や強度を確保するための科学的根拠を自ら調べることにより、子供たちは活動しながら知識と経験を獲得していきます。

きのくに子どもの村学園のように、普通教育や一斉教育にとらわれない多様な学びの場や子供たちの居場所づくりとしてのオルタナティブ

教育、そしてシュタイナー教育を実践する学校が全国的に増えています。

文部科学省も教育機会確保法において、不登校の支援における民間施設としてのフリースクールを明文化し、有用性を認めています。

そこで、教育長にお伺いいたします。オルタナティブ教育のような多様な学びの場の展開が不登校生支援につながっていることに対して、どのような見解、認識をお持ちでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 議員から御紹介のあったきのくに子どもの村学園は、「感情、知性、人間関係のいずれの面でも自由な子どもに育てほしい」という基本方針の下、子供の自主性を尊重した活動を行っている学校であると承知しているところです。

全国的に多様な学びの場が広がりつつある現状については、これまでの学校にはない新たな学びを求めたり、学校に登校することのできない児童生徒にとって、選択肢の一つと考えております。

なお、県教育委員会では、不登校児童生徒の居場所の一つであるフリースクール等との協議会を設け、児童生徒の支援の在り方などの意見交換を行うなど、連携を図っているところであります。

○図師博規議員 今後ますます多様な学びの場の役割が拡充してくることは明らかであります。

それでは、不登校生支援に関する質問を続けます。先日、不登校生支援の専門職であるスクールソーシャルワーカーの方々と意見交換してまいりました。その中で出された現場の苦悩に関して伺ってまいります。

まず、現在、スクールソーシャルワーカーの勤務時間数は年間800時間です。昨年度より100

時間増えてはいますが、1人のスクールソーシャルワーカーが4校から5校を担当し、学校だけではなく、家庭訪問や関係機関との連携のため移動に時間が割かれ、記録作成も勤務時間内にしなくてはいけないため、生徒や保護者、そして担任教師との面会時間が十分に確保できていない状況が慢性化しているとのことです。

これは以前から申し上げていることですが、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーは、会計年度任用職員扱いではなくて、正職員として雇用すべきなんです。

では、スクールソーシャルワーカーの人員も勤務時間数も足りていない現状をどう改善されていくお考えがあるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを県で20名任用し、県からの補助により、市町村で16名任用しております。

県で任用しているスクールソーシャルワーカーにつきましては、人材の安定的な確保や働きやすさの観点から、会計年度任用職員として、週当たり15.5時間、年間800時間以内で任用しています。

年々、不登校児童生徒数が増加するとともに、児童生徒が抱える課題が複雑化、多様化していることから、スクールソーシャルワーカーへの支援要請も増えております。

引き続き、児童生徒や保護者に必要な支援が行き届くよう、活動実態等を踏まえ、配置人数や勤務時間について検討してまいります。

○図師博規議員 現在スクールソーシャルワーカーは、各教育事務所配属で、そこから各学校に出向き、業務に当たるわけですが、学校には専用の部屋もなければパソコンもなく、共用パ

ソコン内には記録の保存が禁止されており、一々プリントアウトしてファイリングするのですが、そのファイルの保管場所にすら苦慮している学校が複数あるとのこと。このような業務環境は速やかに改善すべきと考えますが、再度教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君） スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問や関係機関からの情報収集など、業務時間の多くを学校外で活動しておりますが、児童生徒、保護者からの相談や活動記録の作成など、学校で行わなければならない業務もあります。

そのため、任用に当たっては、学校で業務を行う専用のスペースや必要な機器等の整備を、県立学校や市町村教育委員会に依頼しているところではあります。

引き続き、働きやすく、教職員等と十分な連携を図ることができる業務環境の整備を進めてまいります。

○図師博規議員 速やかなる対応を期待しております。

次に、スクールカウンセラーの方の時給は4,500円です。スクールソーシャルワーカーの時給は2,000円です。同じ専門職でありながら、この差は何なのでしょう。

さらに、ほかの会計年度任用職員は、最低賃金が上がっていますから、時給が上がっています。ただ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの時給が上がっていないのはなぜでしょうか、教育長。

○教育長（吉村達也君） スクールカウンセラーの時給単価は、病院等に勤務する臨床心理士等の資格を持つ方の単価を参考に設定しており、スクールソーシャルワーカーについては、他県の単価等を参考に設定しているところで

す。

また、スクールソーシャルワーカーは現在、不登校等支援強化事業により配置を行っており、事業開始前の令和5年度の、県と市町村合わせて21名に対し、令和7年度は、同時給単価により、先ほどの答弁のとおり36名に増員しております。

近年、スクールソーシャルワーカーの業務が多様化し、支援要請も増加している中、時給単価が他県と比べても低くなっていることから、今後、人材の安定確保の観点から、処遇の在り方について検討してまいります。

○図師博規議員 スクールソーシャルワーカーの方々も、社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格を持って業務に当たっていらっしゃいますので、速やかなる検討を期待しております。

次に、令和9年度からは、スクールソーシャルワーカーは県採用ではなく、市町村ごとに募集と採用をすることになるようですが、学校数や生徒数に応じての配置基準や、処遇に関して一定ラインを県が示す必要があると私は考えます。何より私が心配するのは、市町村が募集をしても応募がなく、スクールソーシャルワーカーを配置できない自治体や学校が出てくるのではないかとことです。

子供たちの支援に自治体間格差が生じないように県はどう対応していくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県が任用し、各教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーは、市町村の求めに応じて各学校に派遣しておりますが、複数の市町村を担当しているため、十分な支援を行うことができない場合があります。

このため、今後、教育事務所配置から、各市町村での任用へ変更も検討しており、これにより、きめ細かな支援が可能になると考えております。

なお、市町村間で支援内容に格差が生じないように、財政支援の在り方について検討するとともに、研修会を合同で実施するなど、資質向上に向けた支援も行っていく必要があると考えております。

○図師博規議員 今後ますますスクールソーシャルワーカー、またカウンセラーの方々の役割は増大してまいります。その処遇改善をぜひ急いでいただきたいと思っております。

続きまして、一ツ瀬川県民ゴルフ場について伺ってまいります。

現在の管理者が指定管理期間3年を残して撤退することとなり、利用者及びゴルフ場のスタッフに動揺が走っております。

利用者の中には、ゴルフ場存続のために署名活動までされている方がいらっしゃると聞きますが、現状がどうなっているのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 指定管理者からの申出を受けまして、ゴルフ場の従業員に対しましては、今年1月、現在の指定管理者による運営が3月で終了する旨を説明し、2月末には、その後の検討状況等について改めて説明を行ったところであります。

また、利用者に対しましては、3月15日をもって一旦休業するというをゴルフ場内に掲示するとともに、ホームページでも周知を図っているところであります。利用者からの電話や対面による問合せ等にも対応しているところであります。引き続き、必要なタイミングで丁寧に対応してまいります。

○図師博規議員 ちなみに、来年度予算に一ツ瀬川県民ゴルフ場に関する維持管理の予算が計上されているようですが、次期管理者が決まるまでの間、県はどのように対応されていく考えがあるのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 次の運営者が見つからなければ、事業の継続は困難な状況であります。こうした状況を地元の新富町に説明したところ、町から運営の申出があり、現在、その可能性について協議・検討しているところであります。

こうした検討に時間がかかって、3月中に今後の対応が決まらず、休業が長期にわたるといふような場合もあります。そうなったとしても施設の維持管理は必要でありますので、来年度当初予算案におきましては、必要な費用を計上しているところであります。

○図師博規議員 速やかに次期管理者が選定されることを切に願っておりますが、現状のゴルフ場では、なかなか引受手を探すのも難しいと思われれます。クラブハウスは老朽化が否めず、長期間使用できなくなっている男性用トイレがあるなど、それらを改善する大規模なリフォームは必要ですし、現在、乗用カートなどは指定管理者の所有となっているため、カートなどの管理財産を存続させるなどの条件整備が必然であると考えられます。

今後どのような対応をされて次の指定管理者を探されるおつもりなのか、再度企業局長、お聞かせください。

○企業局長（松浦直康君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場は、平成2年の開業から35年以上が経過し、クラブハウスなどの施設や設備は、御指摘のとおり老朽化しております。

このため、企業局が現状と同じようにゴルフ

場の運営を継続していく場合であっても、施設や設備の修繕は課題であると考えております。こうした点も含め、新富町とは協議してまいります。

○図師博規議員 個人的にですが、私は一人でもあそこのゴルフ場を回ったりして、少しでも利用者が増えればと思う気持ちは強いですが、重松議員も強いですが、私もあそこのゴルフ場に対する思いは強くあります。今、ロングホール寄りの2ホールが改修作業される途中で止まっておりますが、あのホールもきれいに整備されて、次の管理者に受け継がれるといいなと思っております。今の言葉は独り言でございます。

次の質問に移らせていただきます。

先日、私が所属しているライオンズクラブで、福岡県に献血活動の研修に行っていました。伊都福岡ライオンズクラブでは、地元高校と連携し、一度に7台の献血車を高校のグラウンドに並べ、1日に800人から1,000人の献血活動を年2回実施されています。私が所属する高鍋舞鶴ライオンズクラブでも、献血車3台を高鍋町中央公民館駐車場に並べ、「町民総ぐるみ献血」と銘打って活動していますが、1日200人の協力を得ることが精いっぱいです。

そこでまず、本県の献血推進計画というものがありませんが、この計画における血液の需要と供給のバランスを含む献血活動の実態について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の献血推進計画における今年度の全血献血の数値目標は、400ミリリットル換算で約2万8,600人ですが、実績は目標の95%となっており、約1,500人分が不足する見込みであります。

不足分は九州内で融通されますが、目標達成に向けた一層の取組が必要と考えており、より

多くの方々が献血に御協力くださるよう、献血バスの企業への積極的な受入れ要請のほか、中高生等の若年層への啓発活動などを推進しております。

今後とも、市町村や県赤十字血液センター等と連携しながら、献血への理解と協力を広げる取組を進めてまいります。

○図師博規議員 献血活動の中核組織は日本赤十字であり、その宮崎県支部長は河野知事であります。そして、副部長は日隈副知事でございます。

現在、本県が供給不足となっている、1,500人分が不足していると言われる血液の状況を踏まえて、どのような取組が必要と考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まずは、ライオンズクラブでの熱心な議員の活動に対し、日本赤十字社の宮崎県支部長として感謝申し上げます。

血液は、発達した先進医療の技術をもっても人工的に作り出すことができない「命の尊い贈物」でありまして、医療現場において欠かすことのできないものであります。献血は、血液を供給するための唯一の手段であります。

一方で、県内の献血者数が減少傾向にあることは、極めて深刻な課題であると認識しております。このため、私自身もこれまで機会を見つけて献血を行い、その大切さをSNS等を通じて広く県民に発信しております。

また、私が支部長を務めております日本赤十字社宮崎県支部では、毎年、献血運動推進県民大会を開催し、県民の意識の高揚を図るとともに、各種イベント会場における献血活動の実施など、普及啓発を推進しております。

今後とも、支部長として、私自ら献血の重要性を広く発信し、県民の皆様との理解と協力が得

られるよう積極的に取り組んでまいります。

○図師博規議員 私も共に活動させていただきます。

若いときの献血体験がその後リピートにつながることは、調査データにも出ており、明らかです。研修に行った福岡の高校では、1日で160人もの高校生が献血協力をしてくれており、学校活動の中に献血の必要性が刷り込まれていました。

私の所属する高鍋舞鶴ライオンズクラブでは、献血活動の際に、ポスターなどの作成を高鍋高校JRC部や書道部に依頼したり、献血広報車に高校生も同乗してもらい、マイクで献血協力をお願いしてもらうなどの連携をしております。その際にライオンズクラブから、一緒にボランティア活動をしてくれたあかしにボランティア証明書を発行しており、これは、就職や進学の際に作成する内申書、調査書に生かしてもらう狙いがあります。

このボランティア証明書は、ライオンズクラブ以外の団体からも発行されているのですが、実際、内申書や調査書にはどのように反映されているのか、これは教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） ボランティア活動は、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会奉仕の精神を養う教育的意義があり、教育課程において、生徒会活動や修学旅行などと同様に、生徒の人間的な成長を促す活動として位置づけられております。

なお、議員御指摘のボランティア実績の反映につきましては、教員が随時、校務支援システムに入力することで、就職や進学の際に提出する調査書のほか、学習活動の記録である指導要録や通知表に確実に反映されるようになってお

ります。

○図師博規議員 献血活動のみならず、高校生のボランティア活動がさらに活発化するための評価につながることを期待しております。

次の質問に参ります。

来年度からの新規事業であります入院者訪問支援員養成事業に関して伺っていきます。

この事業は、精神科病院の入院者に第三者が訪問し支援していくものですが、その内容に入る前に、現在、県内の精神科病院の医療供給体制がどうなっているのか、また、病床利用率及び平均入院期間などについて、近年の状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内には精神科病院が26施設設置されており、国の調査によりますと、本県の令和6年の精神病床数は5,827床で、人口10万人当たりでは564.1床となっており、全国で3番目に多い状況です。

次に、病床利用率は80.8%であります。全国平均とほぼ同様であり、平均在院日数は332.6日で、全国で7番目に長い状況であります。

また、65歳以上の入院者は3,465人で全体の73.8%となっており、そのうち、認知症の方が1,033人で29.8%となっております。

○図師博規議員 それでは、一般病院と精神科病院の大きな違いの一つに、精神科病院に設けられている入院形態があります。

大きく分けて3種類の入院形態があるのですが、1つは、本人の同意に基づいて行われる任意入院、もう1つは、本人ではなく家族の同意で入院する医療保護入院、さらには、自傷他害のおそれがある方が対象となる措置入院の3種類です。

医療保護入院と措置入院は、いわゆる本人の

同意を得ていない強制入院に位置づけられており、人権擁護の観点やその方の尊厳のために、慎重かつ繊細な運用が求められています。

そこで、県内精神科病院における主な入院形態別患者数の推移と他県との比較について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国の調査によりますと、本県の本人同意による任意入院は、平成10年が4,094人で、入院者数全体に占める割合は70.7%、令和6年が3,920人で83.5%となっており、全国の50.4%に比べ高い状況にあります。

次に、家族などの同意による医療保護入院は、平成10年が1,513人で、入院者数全体に占める割合は26.1%、令和6年が752人で16.0%となっており、全国の48.5%に比べ低い状況にあります。

なお、知事が入院を決定する措置入院は、平成10年の31人から、令和6年には14人となっております。

○国師博規議員 任意入院の割合が多くなっておるといことは、よいことだと思います。

次に、入院者訪問支援事業は、長期入院による孤立化を防ぐことなどが目的とされていますが、来年度より、この事業に関する入院者訪問支援員の養成が始まります。

この支援員養成事業の内容と、訪問支援により期待できる成果・効果について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国においては、精神科病院入院者の孤立防止や権利擁護を図る必要性が高まったことを背景に、入院者の希望に応じ、支援員が訪問し面会交流を行う入院者訪問支援事業を創設し、県は、支援員の養成や医療機関への派遣調整を行うこととなりま

した。

このため、来年度当初予算案に計上しております入院者訪問支援員養成事業により、入院者本人が本来の力を取り戻すエンパワーメントや、自らの意思や希望を周囲に表明するセルフアドボカシーを後押しする役割を担う支援員を養成するものであります。

また、受講対象者は、精神保健福祉に関する実務経験のある有資格者を基本として、11時間の講義や演習を行い、年間20名の養成を目指しております。

○国師博規議員 入院が長期化することにより、入院者の喜怒哀楽の感情表出が乏しくなり社会的スキルが欠落していく、いわゆるホスピタリズムが問題となっているため、答弁にあったように、入院者本人が本来の力を取り戻すエンパワーメントにつなげるのが最も重要です。今後、県が目指す方向性、この事業で目指すものを、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 入院者訪問支援事業については、関係者のさらなる理解促進を図る必要があるなど様々な課題がある中で、実効性のある仕組みづくりを構築する必要があると考えております。

県としましては、まず、本事業の円滑な立ち上げに向け、実施体制の整備や関係機関への制度周知を進めるとともに、訪問支援員養成研修を通じて、支援の核となる人材の確保に取り組んでまいります。

さらには、本県の実情に即した訪問支援の在り方について、医療機関等と検討を行いながら、段階的な事業の充実を図り、入院者の外部とのつながりを確保し、安心して療養できる環境づくりに取り組んでまいります。

○国師博規議員 どこで療養するかが問題で

す。入院がただ継続される、その療養ではなくて、地域で療養できる、地域での受皿の創設も必要だと考えます。

次の質問に参ります。昨年9月の一般質問に引き続き、高次脳機能障がい者支援について伺ってまいります。

いよいよ4月から高次脳機能障害者支援法が施行されることになりました。この支援法第5条には、「県は、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する」と明文化されています。

そこでまず、昨年9月議会の私の質問に対して、高次脳機能障がい支援連絡会議などを通じて議論を深め、施策展開を目指し、家族会との連携を行うとありましたが、その後どのような議論の深まりや連携があったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、昨年8月に開催した高次脳機能障がい支援連絡会議での議論を踏まえ、専門的な支援人材が不足しているなど、改めて、支援の段階に応じた課題の整理を行いました。

これを基に、会議の構成員である医療、福祉、就労、教育などの関係機関に対してアンケートを行ったところ、原因となる傷病の発症時点における普及啓発や、社会復帰に向けた各分野のさらなる連携強化が必要であるなどの御意見をいただきました。

その内容を踏まえ、課題解決に向けて、現在、関係機関等との個別の意見交換を進めているところであります。

○図師博規議員 連絡会議が開催されたのは昨年の8月、それ以降は開催されておりません。9月以降も家族会の方々との協議が深まったと

いう報告は受けておりません。

次の質問に移ります。

4年前からモデル的に実施されているリハビリとしての通所教室は、生活訓練においてハイレベルな内容で、利用者及び関係者からも評価されていますが、年間10名程度しか参加できず、県下全域への広がりがいまだにありません。せめて各県立病院ごとか各保健所ごとのリハビリ事業の展開が必要なのですが、今後の展望はいかがでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 通所教室につきましては、宮崎大学など関係機関の御協力の下、当事者が自らの障がいについて学び、社会参加に必要な知識や技能を習得するための訓練の場として、令和4年度より運営しておりますが、これまでは宮崎市のみで実施していることから、他の地域への展開が必要と考えております。

このため、今後は、多くの医療機関や事業所等に対し、通所教室を実際に御覧いただくよう働きかけを行い、支援手法やプログラムなどノウハウの共有を図りながら、同様の取組が県内各地に広がるよう取り組んでまいります。

○図師博規議員 モデル事業というのは、1年、せいぜい2年展開して実績が積めれば、それは拡大していく、そのためのモデル事業であります。4年前から規模も内容もほぼ同じでございます。

続きまして、昨年9月の質問で、県は確定診断が可能な医療機関として22施設を公表していますが、高次脳機能障がいの方がその医療機関を受診した際に、診断はおろか門前払いで、他の医療機関を受診するような、たらい回しになっていることを取り上げたところ、県は公表内容を見直すと答弁されましたが、今日の時点

でも見直しは行われていません。なぜでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、高次脳機能障がいのある方に対し、診療や、身体機能、言語の訓練等を行うことができる支援協力医療機関に対して、改めて、昨年10月に、支援体制や取組の現状についてアンケートを実施しました。

現在、回答内容を踏まえ、宮崎大学の医師に同行いただき、令和4年度に実施した調査において、確定診断が可能と回答のあった22医療機関を中心に個別に訪問しながら、支援の強化に向けた今後の課題などについて、意見交換を行っているところであります。

引き続き、当事者への適切な支援につながるよう、見直しに取り組んでまいります。

○図師博規議員 当事者の方々は、家族の方も含めてですが、今も確定診断を受けられる病院がどこなのか、情報を待ちわびていらっしゃいます。

続けます。障がい者が確定診断をもらうということは、自らの障がいを受け入れ、身分証である精神障害者保健福祉手帳を取得し、福祉サービスを受け取るためであったり、障害年金を受給するためなど、生活に直結する重要な手続であります。

では、実際に高次脳機能障がいの診断で手帳の申請がどれほど行われているのか県当局に確認したところ、データを持ち合わせていないということだったので、宮崎市に聞きました。

宮崎市では、令和6年までに66人の方から申請があったと返答いただきました。ただ、宮崎市だけでも約2,600人もの高次脳機能障がいの方がおられると推察されており、このうち66人しか手帳取得に至っていないということは、そ

の割合は僅か2.5%です。

この数字をサンプルに、県内約7,000人いらっしゃる高次脳機能障がいの方々に当てはめてみると、実に97.5%の方々が障害者手帳取得にもたどり着いていないこととなります。この状況では、福祉サービスが障がい者の方々に届かないんです。

部長は先ほどの答弁で、医療機関を個別に訪問しているとのことでしたが、現場でどのような意見交換を行っているのか、また、どのような課題があると捉えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 意見交換を実施した医療機関からは、より適切な診察や診断はもとより、スタッフのスキルアップや関係機関との連携強化など、さらなる取組も必要であるとの声が寄せられております。

また、治療に当たっては、リハビリを含めた長期的な対応が求められる中で、息の長い支援のために必要な作業療法士等の専門的なスキルを有する人材に限りがあることや、経営とのバランスなど、様々な課題があると伺っております。

県としましては、引き続き、医療機関等との意見交換を進めながら課題の把握に努め、その解決に向けた取組を進めてまいります。

○図師博規議員 答弁にありました経営とのバランス、これはキーワードだと思います。私も調べてみました。作業療法に対する診療報酬の点数が低過ぎるんです。1回20分の作業療法の点数が僅か100点、こんな点数では病院の経営に寄与できないという判断も分からないではないですが、まだまだその支援策は足りておりません。

続けます。来年度の新規事業「高次脳機能障

がい支援ネットワーク強化事業」というものがありますが、この事業はどのような内容でしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高次脳機能障がい支援ネットワーク強化事業については、支援の一層の充実を図るため、今年4月1日に施行される高次脳機能障害者支援法の内容も踏まえ、来年度当初予算案に計上した事業であります。

事業内容としましては、支援の第一人者による研修や、関係機関との連絡会議の開催、医療機関等からのヒアリング、また、圏域ごとに支援拠点を設置し、ネットワークを形成して、当事者の身近な地域で様々なサービスを提供するといった他県の先進的な取組の調査などを通じ、関係機関と一体となって議論を深めることにより、本県における支援体制強化につなげてまいります。

○国師博規議員 先進地の情報を入れ、関係機関と一体となって前に進む、その答弁を信じます。

昨年9月の質問で、部長は「家族会をはじめとする関係機関との議論を深めながら、当事者の実態に即した支援につながるよう、みやぎモデルとなるような支援センターの在り方について研究を進めていく」と答弁されております。

他県にはない当事者の暮らしに寄り添ったみやぎモデルとは、どのような支援内容なのでしょうか。また、その取組はいつから開始されるのか、そして支援センターはいつ設置されるお考えなのか、再度福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高次脳機能障害者支援法においては、あらゆる段階で切れ目

ない支援が行われることなどが基本理念としてうたわれております。

これを踏まえ、本県における医療、福祉、就労、教育などの関係機関が一層密に連携し、限られた社会資源を最大限に活用しながら、当事者に対し効率的に支援が行き届く、宮崎ならではのネットワークの形成を図ってまいります。

また、同法で設置が促されている高次脳機能障がい支援センターにつきましては、連絡会議等を通じて、相互間の連携を深めることにより、本県に適した在り方を検討することとしております。

県としましては、当事者やその家族が住み慣れた地域で必要な支援を受けられるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

○国師博規議員 国が策定した高次脳機能障害者支援法、この法律ができたのはいいんですが、それに伴う予算措置がないんです。だから、県としてはそれを待ちたいんだとは思いますが、待っていては駄目なんです。以前、県は、精神保健福祉センターを建設する際には県単費でやっています。高次脳機能障がい支援センターも、県単独でもできることはあると思います。前向きな検討をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会